

第2次  
熊本市食の安全安心・食育推進計画

(素案)

平成24年10月

熊 本 市

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	
1 策定の背景及び趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 本市における関連計画との関係 .....	4
5 計画の基本的な考え方 .....	5
6 計画の体系 .....	7
7 成果指標 .....	8
<b>第2章 熊本市の食を取り巻く現状</b>	
1 くまもとの食の生産の現状 .....	11
2 食の安全・安心の現状 .....	15
3 食生活の現状 .....	21
4 生活習慣病の現状 .....	28
5 食に関わる環境の現状 .....	30
<b>第3章 食の安全・安心の確保</b>	
1 食の安全・安心を確保するうえでの課題 .....	35
2 食の安全・安心を確保するための視点と基本的施策 .....	39
3 施策の体系 .....	41
4 具体的な施策の展開 .....	42
I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保 .....	42
II 熊本市独自の食品衛生の確保 .....	50
III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携 .....	54
IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び 行政の相互理解・信頼関係の確立と推進 .....	57
V 食育を通じた食の安全・安心の確保（共通） .....	61
<b>第4章 食育の推進</b>	
1 食育を推進するうえでの課題 .....	63
2 食育を推進していくための視点と基本的施策 .....	68
3 施策の体系 .....	70
4 具体的な施策の展開 .....	72
I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践 .....	72
II 健全な食生活を実践するための環境整備 .....	80
III 市民運動としての食育の推進 .....	85
IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進 .....	89
<b>第5章 総合的な計画推進のために</b>	
1 計画の推進体制 .....	95
2 計画の進行管理 .....	96

## 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 策定の背景及び趣旨

---

近年、食を取り巻く環境は、核家族化、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により大きく変化しています。また、農林水産物における残留物質問題や食品添加物への懸念、食品の偽装表示など、食品の安全性や信頼性に対する市民の不安も高い傾向にあります。

このようなことから、「食」は生命と健康の基礎であるとの共通認識のもと、市民一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び行政等の全ての関係者が「食」の重要性を認識・連携して、それぞれの立場で食の安全安心の確保及び食育<sup>1</sup>の推進に積極的に取り組むため、平成20年3月に「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定し、「食」に関して様々な施策を展開してきました。

この間の取り組みにより、食育<sup>1</sup>の推進については、学校、保育所、幼稚園等における食育の進展、ボランティア数の増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)<sup>2</sup>を認知している市民の割合の増加等、食育は着実に推進されてきました。しかし、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食の欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」の問題等、食をめぐるさまざまな課題への対応も求められています。

また、食の安全安心では、食品の安全性確保のための検査や食品施設の監視指導、食品関連事業者による自主衛生管理の普及等について着実に実施してきましたが、放射性物質をはじめとする新たな危害物質や食品事業者による不正事件発生等から、食品に関して不安を感じる市民の割合は依然高く、食の安心が実感されない状況も続いています。

一方、国においては、平成23年度に第2次食育推進計画を策定し、「周知から実践へ」をコンセプトに「生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を重点課題に掲げて取り組むこととしています。

このような国の動向等も踏まえて、本市においては、現行の計画が本年度で最終年度となることから、これまでの食育推進の成果と食をめぐる諸課題や政令指定都市へのスタートを契機として取り組んでいる小学校区を単位とした「健康まちづくり」における「食」を

---

<sup>1</sup> **食育** 食育基本法では… 食育とは生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけている。

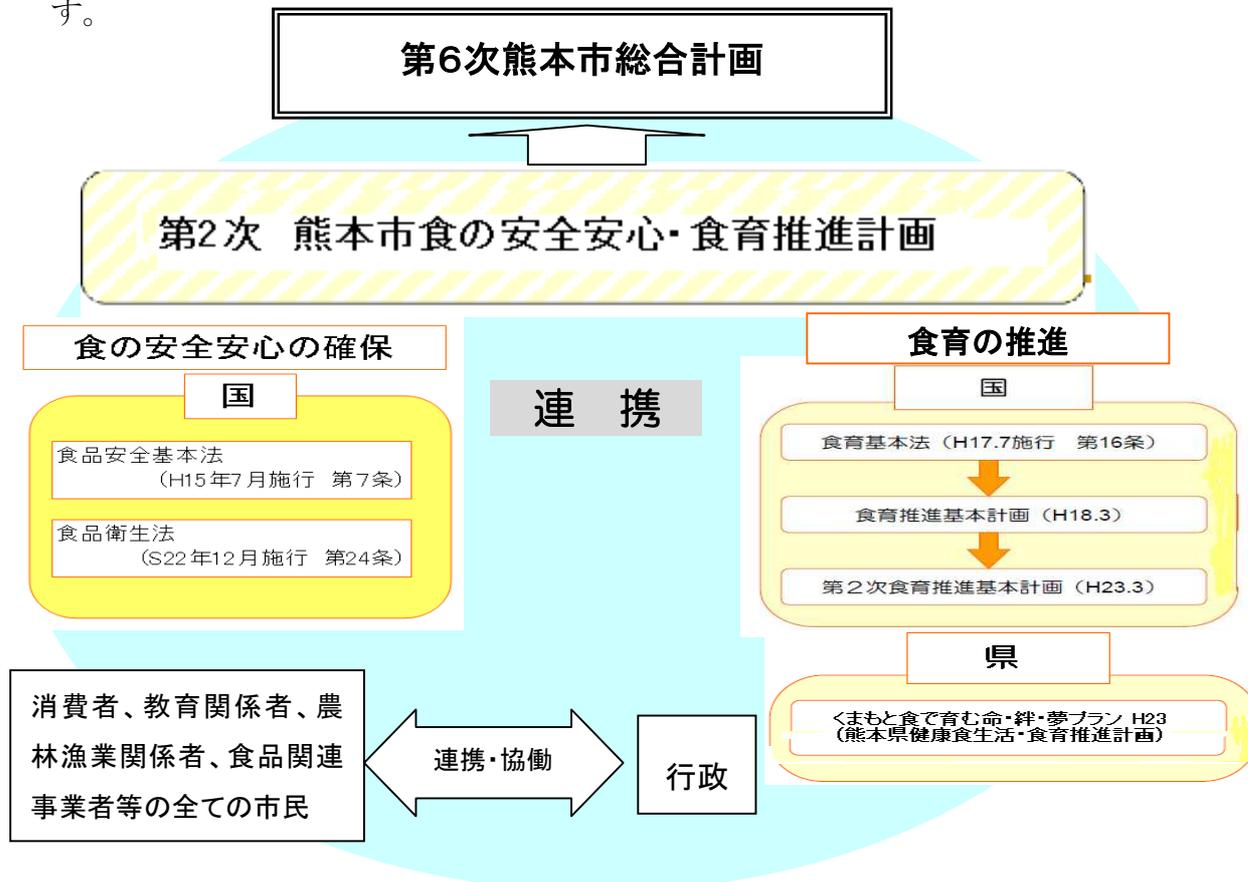
<sup>2</sup> **内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)** 内臓脂肪がたまることによって、血圧、血糖が高くなったり血中の脂質異常を起こしたりして、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のこと。

通じた健康づくりの積極的な展開に向けて、「熊本市食の安全安心・食育推進計画(第2次)」を策定し、食の安全安心、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、食品安全基本法及び食育基本法の趣旨・目的・基本理念を踏まえ、「食の安全・安心の確保」と「食育の推進」に関する総合的な計画です。

- (1)本計画は、市民をはじめとして、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者及び行政等、全ての関係者がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら、食の安全・安心の確保および食育の推進に取り組むための基本指針とします。
- (2)本計画は、食品安全基本法第7条に基づく、地方公共団体において策定する施策の方向性を定めるとともに、食品衛生法第24条に基づき年度毎に策定している「熊本市食品衛生監視指導計画」の基本的な方針と位置づけます。
- (3)本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、国が示した第2次食育推進基本計画を踏まえ、県の食育推進計画を参考に作成しました。
- (4)本計画は、第6次熊本市総合計画(平成21年度～30年度)の個別計画とします。
- (5)本計画は、食に関する総合的な計画とし、健康増進計画に基づき策定される「第2次熊本市健康くまもと21基本計画」をはじめ、本市における関連計画との整合性を図ります。



---

### 3 計画の期間

---

本計画は、「食」を取り巻くさまざまな課題に対処するため、可能な限りの具体的な数値目標・方策を定めるものであり、計画期間は、熊本市第6次総合計画等の終期に合わせて、平成25年度から平成30年度までの6年間とし、成果指標などの状況を考慮しながら、計画期間の中間年度で見直しを行います。

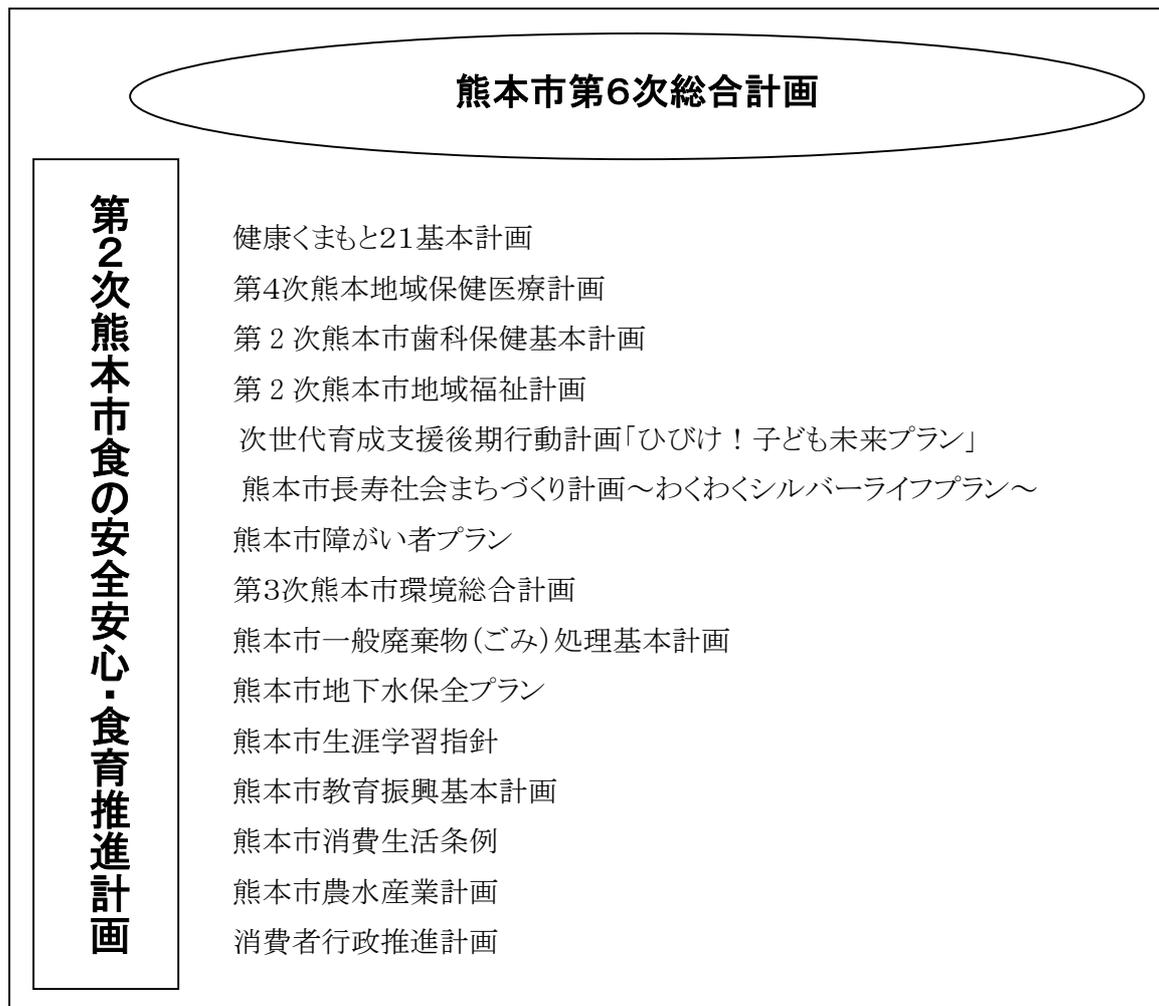
ただし、社会情勢の変化や成果指標の状況、市民に大きく影響を与える新たな重要課題等が生じ、計画の変更が必要になった場合には、適宜必要な見直しを行います。

---

### 4 本市における関連計画との関係

---

本計画は、本市の関連計画と調和を図りながら実施するものとします。



---

## 5 計画の基本的な考え方

---

本計画は、生産者から消費者にいたる全ての関係者が「食」の重要性を認識し、食の安全・安心の確保および食育の推進に積極的に取り組むため、第2次計画においては、第1次食の安全安心・食育推進結果の基本的施策や方向性を継続するとともに、さらに必要と思われる事項を追加・強化するなどして、次の事項を基本として施策の展開を図ります。

### (1)食の安全・安心の確保

本計画は、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、食品に対する市民の信頼を回復し市民が安心して食生活を営むことを目的に、① 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保、② 食品の安全性確保のための体制整備、③ 食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進、を行います。

### (2)食育の推進

本計画は、食育を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、①全ての市民の食育への理解の促進、②健全な食生活が実現できる環境整備、③市民運動としての食育の推進、④「くまもとらしさ」を活かした食育の推進、これら4つの視点を基本に取り組みます。

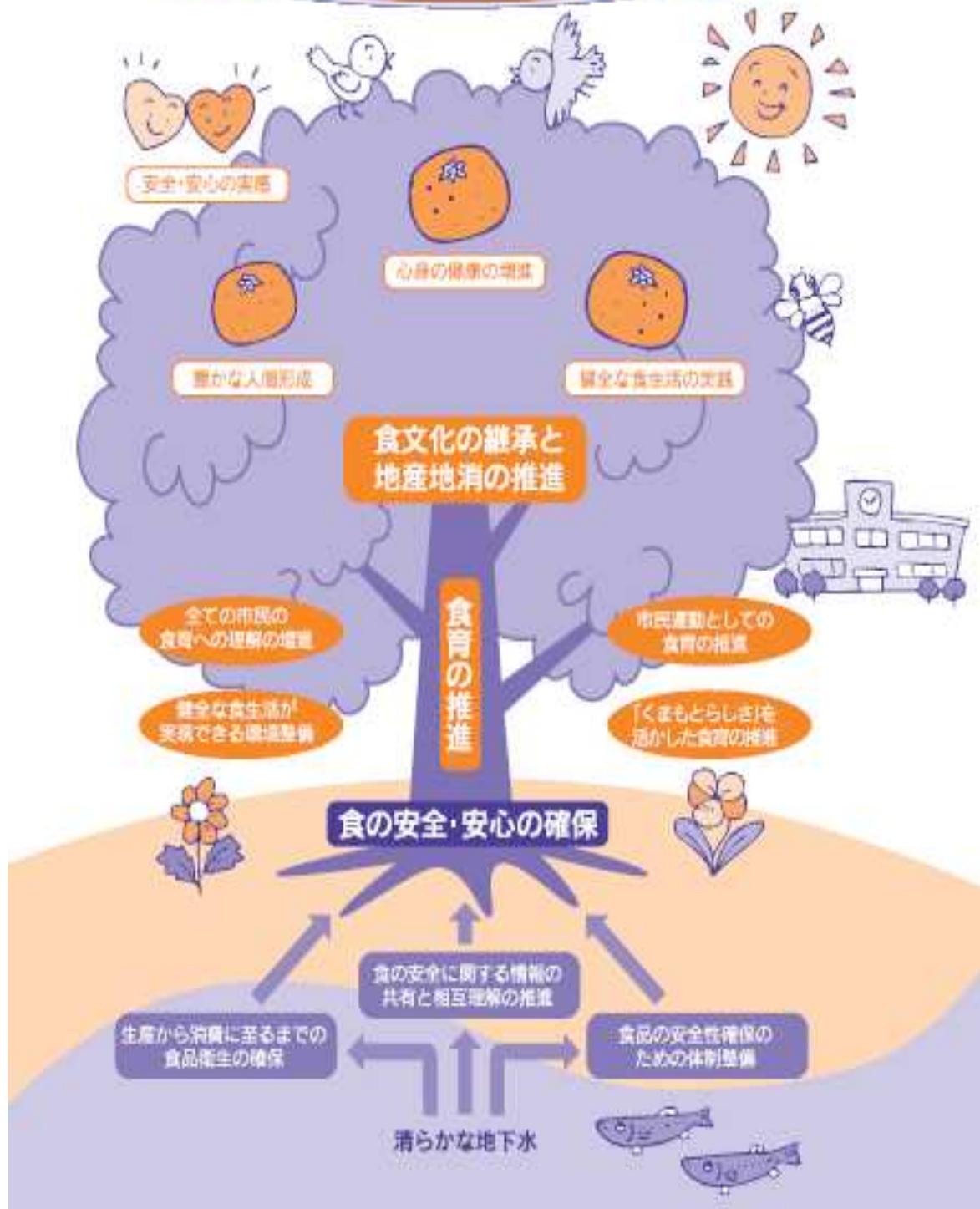
また、取り組みにあたっては、国の「食育ガイド<sup>3</sup>」等の活用も図りながら、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進」「家庭における『共食<sup>4</sup>』を通じた子どもへの食育の推進」の取り組みを充実します。

---

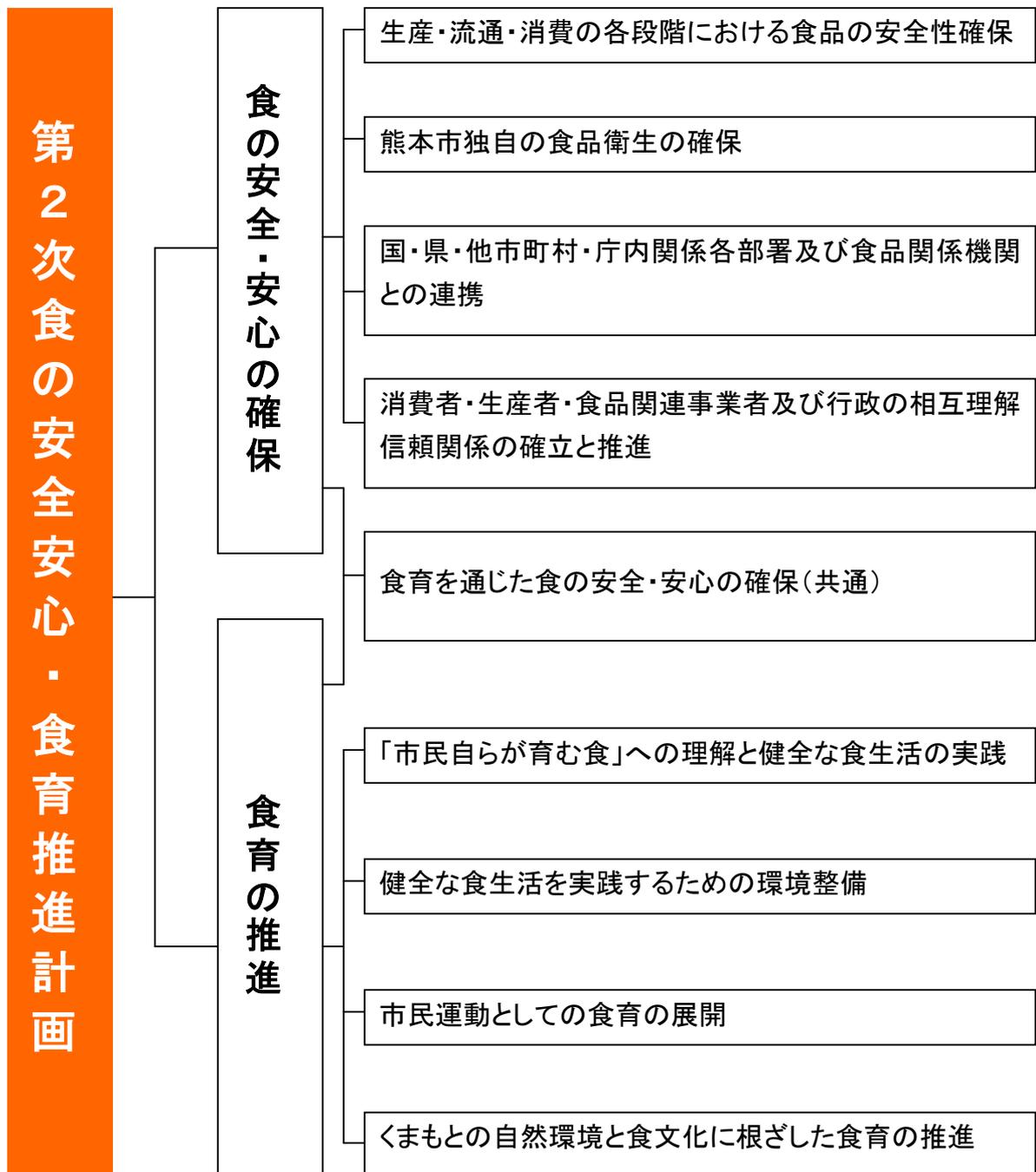
<sup>3</sup>食育ガイド 内閣府がH24年5月に作成した資料。乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれの世代に応じた具体的な食育の取組を紹介したガイドのこと。

<sup>4</sup>共食 家族と一緒に食事をする事。

# 豊かな自然おいしい水 活かして育む元気くまもと



## 6 計画の体系



※ 「食の安全安心の確保するための食育の推進」と「食育を推進する上での食の安全安心の確保」については事業内容に重なる部分が多いため1本化し(共通)としている。

## 7 2次計画 成果指標(2次計画)

### <食の安全安心の推進>

項 目	現状値 (H24 年度)	目標値 (H30 年度)
① 「残留農薬」について不安を感じる市民の割合	55.7 %	50 %
② 「食品添加物」について不安を感じる市民の割合	63.3 %	50 %
③ 「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合	51.6 %	40 %
④ 「輸入食品」について不安を感じる市民の割合	65.2 %	50 %
⑤ 食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合	8.9 %	15 %
⑥ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合	70.0 %	50 %
⑦ 食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合	5.4 %	10 %
⑧ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	49.6 %	60 %

※ 現状値出典：平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」

## <食育の推進>

項 目	現状値 (H24年度)	目標値 (H30年度)
① 食育に関心がある市民の割合	73.4%	90%
② 「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数の増加」	10回	現状維持
③ 1週間あたりの朝食について	幼児	95.3%
* 幼児は「毎日食べる割合」	小学5年生	※ 0.9%
* 他は「ほとんど食べない」と答えた割合	中学2年生	※ 2.0%
	20代男性	29.4%
	30代男性	29.4%
	65歳以上	3.7%
④ 体験型食育活動の取り組み(実施園数/全施設数)【保育園】	公立 100%	現状維持
	私立 90.4%	
⑤ 体験型食育活動の取り組み(実施園数/全施設数)【私立幼稚園】	97.4%	100%
⑥ 授業参観・懇談会等で保護者へ食育の啓発を行った学校の割合	48.5%	60%
⑦ 企業、大学等での食育に関する講座の開催(件数)	集計中	—
⑧ 栄養に関する表示等を参考にしている市民の割合(15歳以上)	69.0%	80%
⑨ 内臓脂肪症候群の予防や改善のために適切な食事、定期的な運動、定期的な体重測定を継続的に実践している市民の割合	27.7%	50%
⑩ 食育の推進に関するボランティア数	1,208人	—
⑪ 食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合	52.9%	65%
⑫ 熊本市子どもの食育ネットワークにおける連携活動した団体等の割合	集計中	
⑬ 農林漁業体験を経験した市民の割合の増加	37.7%	50%
⑭ 進んで地元農産物を購入する市民の割合(15歳以上)	69.4%	80%
⑮ 学校給食における地元農産物を使用する品目数	39品目	45品目
⑯ 家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合	49.2%	70%
⑰ ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合	69.9%	75%
⑱ 熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合	80.9%	85%

※ 平成23年度数値

## 第2章 熊本市の食を取り巻く現状

# 1 くまもとの食の生産の現状

## (1) 農林水産物の生産状況

本市では、自然に恵まれた環境と都市近郊という優位性を活かし、農業においては、全国第1位の生産を誇るスイカ、ナスをはじめ、野菜、米、果樹、花き、畜産など地域の特色ある農産物が生産されています。

また、水産業においては、干満差の大きい有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、熊本県の生産量の過半数を占めるノリ養殖業をはじめ、採貝業、小型漁船による網漁業を中心とする海面漁業<sup>1</sup>が営まれています。

### ■主要農林水産物の生産量の推移(H19～H22)

(熊本市) (単位: ha・千本・頭・t・百万円)

区分	年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		面積・頭・千本	生産量	生産額	面積・頭・千本	生産量	生産額	面積・頭・千本	生産量	生産額	面積・頭・千本	生産量	生産額
花き	きく	12.9	3,963	190	17.8	5,429	254	25.7	6,994	338	19.7	6,166	255
	カーネーション	3.0	3,892	149	3.6	4,697	198	5.0	5,956	242	3.4	4,634	190
	バラ	2.8	2,872	139	2.8	2,297	113	3.0	2,457	121	2.1	2,216	152
	カラー	6.0	2,403	121	6.0	2,005	105	5.8	1,925	101	4.9	1,962	110
	球根類	13.0	3,480	326	13.0	3,489	330	13.4	3,582	363	12.0	3,420	307
	その他	12.9	5,038	282	12.3	5,021	276	14.0	7,251	294	13.9	7,007	277
	鉢物・苗物	3.1	899	133	3.1	896	130	3.1	896	130	2.8	806	116
	計	53.7	22,547	1,320	58.6	23,834	1,406	70.0	29,061	1,590	58.8	26,231	1,406
樹木等	苗木・成木	7.6	126	109	7.0	114	105	33.4	1,912	339	33.3	1,876	312
	芝	22	-	34	22	-	33	22	-	31	8	-	8
	計	29.6	-	143	29	-	138	55.4	-	370	41.3	-	320
果樹	温州みかん	1,470	46,000	6,334	1,442	44,500	6,186	1,552	50,201	6,273	1,508	40,975	7,383
	中晩柑	158	2,370	524	158	2,451	408	170	2,913	560	170	2,720	565
	梨	84	1,465	387	84	1,475	285	93	1,831	324	91	1,517	470
	ぶどう	6	60	43	6	60	37	45	455	281	46	446	287
	桃	13	68	31	13	72	30	17	113	88	15	127	60
	その他	31	148	32	31	148	36	140	460	281	138	391	254
	計	1,762	50,111	7,351	1,734	48,706	6,982	2,017	55,773	7,807	1,968	46,176	8,019
畜産	乳用牛	2,300	18,866	1,804	2,301	18,550	1,821	2,847	23,305	2,423	2,582	20,912	2,174
	肉用牛	1,309	801	463	1,248	1,018	400	3,885	2,364	1,119	3,549	1,891	761
	馬	416	504	401	433	520	415	550	684	581	806	778	758
	豚	4,850	9,423	359	5,353	11,310	453	34,562	53,078	1,781	38,118	59,226	2,072
	養鶏	60,225	920	154	62,410	950	174	285,150	3,896	676	424,590	6,134	1,065
	養蜂	3,925	51	153	4,007	52	155	6,141	78	242	4,780	62	155
	飼料作物	803	27,645	-	772	44,741	-	749	40,896	-	763	43,591	-
	計	-	-	3,334	-	-	3,418	-	-	6,822	-	-	7,005
農業産出額合計		29,106		31,148		44,484		44,378					

後日  
最新版へ差し替え

<sup>1</sup> 海面漁業 沿岸、沖合、遠洋などにおいて、利潤または生活の質を得るために水産生物を採捕すること。一方陸域(河川・湖沼・ため池・用水路等)で営まれる漁業のことを内水面漁業と言う。ただし、琵琶湖、浜名湖、厚岸湖・霞ヶ浦などは漁業法では海面と指定されている。

(単位:千枚・t・百万円)

年次 区分	平成19年次		平成20年次		平成21年次		平成22年次	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
乾のり	716,811 千枚	6,196	691,263 千枚	6,047	604,182 千枚	5,735	577,372 千枚	5,870
生のり換算	26,881t	-	25,922t	-	22,657t	-	21,651t	-
貝藻類	2,440t	1,104	2,661t	1,108	336t	96	228t	40
海水魚(水産動物含む)	206t	139	205t	141	191t	141	164t	107
淡水魚(内水面養殖業)	7t	73	5t	63	274t	543	330t	801
生産額合計	7,512		7,359		6,515		6,818	

資料:熊本農林水産統計年報、熊本県漁業協同組合連合会ノリ共販実績、市水産振興センター調べ

## (2) 農林水産物や特産品の振興

本市で生産される農林水産物の中には、金峰山山麓に代表されるみかん、西南部水田地帯の米やなす及びメロン等施設園芸作物、北部、東部の畑作地帯のすいか、メロン、東部地区の酪農、中央部の花など恵まれた自然環境と地域の特性を十分に活かした農作物が生産され、地元での消費はもとより、九州圏内や広くは全国に向けて出荷され、知名度が高く好評を得ている製品も数多く存在します。このような多種多様な農林水産物の生産や出荷の振興に加え、本市では熊本城などを活かした観光振興や伝統的な食に関する地域資源を活用し、全国に発信していく取り組みを進めています。

このような観光地としてのイメージ向上や食料生産地としての信頼性確保のためにも、安全性や食育の面からの熊本の食文化の継承・育成や製品の振興に向けた取り組みが求められています。

品 名		説 明
農産物	なす	本市南西部の飽田及び天明地区を中心に栽培され、10月から翌年の6月まで出荷されます。「でこなす」は全国的にも有名です。
	温州みかん	「熊本みかん」の名で全国的に有名です。温州みかんは、本市西部の金峰山山麓一帯に広がるかんきつ類の主要品種です。
	米	本市で主に栽培されているのは、うるち米では森のくまさん、ヒノヒカリ、ユメヒカリ、という品種でもち米ではヒヨクモチという品種です。
	メロン	温暖な気候とビニールハウスを利用して、本市の北東部及び南西部においてアールスメロンを中心にタカミ、アムスなどいろいろな品種のメロンが栽培されています。
	すいか	本市では、火山灰土壌で水はけがよく、すいかの生産に適している北部地区及び小山戸島地区で大玉すいかが、秋津地区では小玉すいかが栽培されています。
畜産物	生乳	本市では、小山戸島地区を中心に多くの乳牛が飼われています。採取された生乳は、乳処理工場を経て牛乳になり、皆さんの家庭に届けられます。
	豚肉	都市化が進む本市においては、小山戸島、北部地区を中心に、環境対策に十分配慮しながら飼育し、肉質の向上にも取り組まれています。
	鶏肉	本市の養鶏は、大規模化が進み、近代的な施設で、天明及び北部地区を中心に毎日新鮮な卵が生産されています。
水産物	乾のり	市地先の有明海で年間約6億枚が生産されています。熊本ののりは黒くて甘みが強く柔らかいのが特徴です。
	あさり	かつては日本一の水産量を誇った馴染みの深い二枚貝です。小型の貝は味噌汁に、大型の貝はバター焼きやパスタに適しています。
	はまぐり	緑川や白川の河口域に生息し、いまや希少価値となりつつある地物のはまぐりは、表面がツルツルして色の濃いことが特徴です。
	たいらぎ	獺師さんたちは「タテガイ」とよんでいます。二枚貝の間では比較的大型になり、貝柱の原料として珍重されます。
特産品・土産品	辛子レンコン	水煮したレンコンに辛子味噌をつめ、油で揚げたもので、今から約300年程前、細川家の従僧（玄宅和尚）が考案した滋養食です。
	ひともじのぐるぐる	ひともじ（小ねぎ）を軽くゆで、食べやすく巻いたもので、酢味噌や辛子味噌で食べます。
	いきなり団子	さつまいも（から芋）の上に甘さ控えめの餡をのせ、もちっとした食感の薄皮で包み蒸した素朴なお菓子です。
	太平燕（タイピーエン）	明治後期、中国の福建省から熊本に伝わった貝たくさんヘルシーな中華風春雨スープです。
	馬刺し	文字通り、馬肉の刺身です。切り口の色から桜肉とも言われています。にんにくしょうゆやしょうが醤油で食べます。
飲料水	熊本水物語	阿蘇の伏流水が湧出する熊本市では「熊本水物語」として、この地下水をペットボトルにつめ、熊本市のオフィシャルウォーターとして売り出し中です。

## 2 食の安全・安心の現状

### (1) 食品営業施設と監視・指導の状況

本市は、市街地の中心部の繁華街を中心に多数の飲食店及び宿泊施設が立ち並ぶ一方で、郊外には下記の大・中規模な食品工業団地や流通拠点が集積しています。

- 様々な食品卸・流通事業者が集まっている「熊本流通団地」
- 熊本県内最大の卸売市場である「熊本地方卸売市場(通称; 田崎市場)」
- 熊本の食文化を発信する食品交流拠点である「フードパル熊本」

また、平成20年6月の富合町、及び平成22年3月の植木・城南町合併により市域が拡大、許可施設数として約7%強の増加があり、特に製造業の編入が多くありました。

本市では、食品衛生法に基づき年度毎に策定している「熊本市食品衛生監視指導計画」により食品営業施設の立ち入り調査を行っています。食の安全安心の確保のためには、営業者自らの自主衛生管理が基本ですが、行政機関による更なる監視指導の充実も必要です。

### 《 食品営業施設立入調査状況[平成 23 年度]、熊本市 》

業 種		施設数 (H23年度)	立入施設数 (H23年度)
許可を要する施設	食品衛生法		
	飲食店・喫茶店営業	9,827	8,147
	魚介類、食肉、乳類等の販売業	2,639	8,897
	菓子、豆腐、めん類等の製造業	1,103	2,301
熊本県条例	食品製造業	140	389
	食品販売業	1,429	3,015
	食品行商	21	18
届出施設	給食施設	561	604
合計		15,720	23,371

資料：熊本市食品保健課

### (2) 食中毒の発生状況

本市における過去5年間における食中毒の発生状況は、毎年件数にして1～3件、患者数にして14～164人で推移しており、全国的な発生状況と同様に、カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒発生が多くみられます。

また、熊本の特産品である「馬刺し」を原因食品とする「住肉胞子虫(ザルコシスティス・フェアリー)」による食中毒や「鰯の塩焼き」を原因食品とする化学物質「ヒスタミン」による患者数が150名を越える大規模な食中毒も発生しています。

《 食中毒発生状況(H20～H23 年次)、熊本市 》

年次	件数	患者数	死者	原因施設	病因物質	原因食品(疑い)
H20	2	14	0	弁当屋	黄色ぶどう球菌	中華弁当(チャーハン)
				不明	カンピロバクター	宮崎旅行中の食事
H21	3	135	0	飲食店	不明	不明(飲食店提供の食事)
					不明	不明(飲食店提供の食事)
					黄色ぶどう球菌	夕食弁当
H22	1	24	0	飲食店	カンピロバクター	不明(飲食店提供の食事)
H23	2	164	0	飲食店	ヒスタミン	鰹の塩焼き
				食肉販売店	住肉胞子虫	馬刺し

資料:熊本市食品保健課

《 食中毒の原因となる主な細菌、ウイルス、寄生虫 》

名称	特徴	原因食材(食品)
ノロウイルス	二枚貝などの生食により食中毒となることがあります。また、感染者のおう吐物や便などの不適切な処理により、接触や空気を介して人から人への感染(感染性胃腸炎)も多数報告されています。なお、このウイルスにアルコール消毒は効果が無く、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)が有効です。	
カンピロバクター	特に、焼鳥、バーベキューなどで鶏肉の加熱不足で食中毒を起こすことが多いので、加熱を十分に行い、中心部まで焼けたことを確認してから食べましょう。	
腸炎ビブリオ	菌が活発に活動する夏期に多発し、魚介類の生食により食中毒が起こるので、菌が増えないように食品の温度管理(4℃以下が望ましい)等に気をつけ、真水で良く洗うことを心がけましょう。	
サルモネラ	全国的にも発生が多く、特に鶏卵や食肉の加熱不足などで食中毒が起こるので、調理時には十分な加熱が必要です。	
腸管出血性大腸菌(O157など)	あらゆる食品、水が原因となり、食品を十分加熱すれば防止できますが、調理時や食べるときの手指の洗浄・殺菌も十分に行いましょう。	

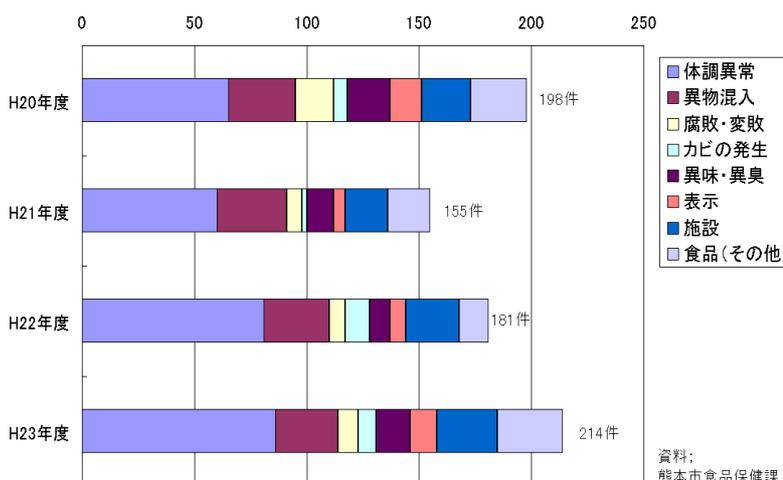
住肉胞子虫 (ザルコシスティス・フェアリー)	馬の筋肉中に寄生し、これらの食肉の生食により食中毒となることがありますが、-20℃以下で冷凍することにより寄生虫は死滅するため、適切な冷凍処理を実施することが重要です	
---------------------------	---	---

### (3) 食品苦情の受付状況

本市における過去5年間の苦情の受付状況は、毎年155～253件で推移しています。

また、苦情内容も食中毒を疑うような体調異常や昆虫・毛髪などの異物混入、さらに施設の衛生面など多岐に渡っており、製造・加工工程にまで踏み込んだ調査や対応が求められています。

《 食品苦情受付状況(H20～H23年度)、熊本市 》



### (4) 食品の検査状況

本市では、「熊本市食品衛生監視指導計画」に基づいて、市内を流通する食品(生鮮農産物や輸入食品を含む)や熊本市内の製造施設で製造される食品を中心に、主として収去(しゅうきょ)<sup>2</sup>により、年間300検体を超える食品の安全確認検査を行っています。

理化学検査では食品添加物や残留農薬を中心に、微生物検査では食品衛生法に基づく規格基準や熊本県食品の衛生に関する指導基準に基づく項目や食中毒の原因となる細菌やウイルスを対象に実施しています。

これまでの検査では、食品衛生法に基づく規格基準の違反等は少ないものの熊本県指導基準の不適合事例が多く見られます。

《 食品の検査状況(H20～H23年度)、熊本市 》

	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度	
	検体数	不適等	検体数	不適等	検体数	不適等	検体数	不適等
畜産食品	33	0	34	0	39	0	23	0
畜産加工食品	15	0	15	0	14	0	11	1
水産食品	46	0	42	1	42	0	41	0
水産加工食品	16	1	14	0	17	0	23	1
農産食品	60	0	59	0	60	0	76	0
農産加工食品	72	3	65	5	63	2	68	3
弁当、惣菜	71	8	76	14	75	15	90	18
その他の食品	39	2	35	2	43	3	39	1
計	352	14	340	22	353	20	371	24

<sup>2</sup> 収去(しゅうきょ) 食品衛生法第28条に基づき、食品衛生監視員が必要に応じ、食品の製造施設や販売施設等から、食品を添加物などの検査のため必要最小限無償で採取すること。

食品衛生監視員とは、保健所等に勤務し、飲食店などの営業施設に立入り、衛生状態の監視・指導を行ったり、市民から寄せられる「食」に関する苦情や食中毒発生時の対応、さらには、食品営業許可に関する業務を行っている。

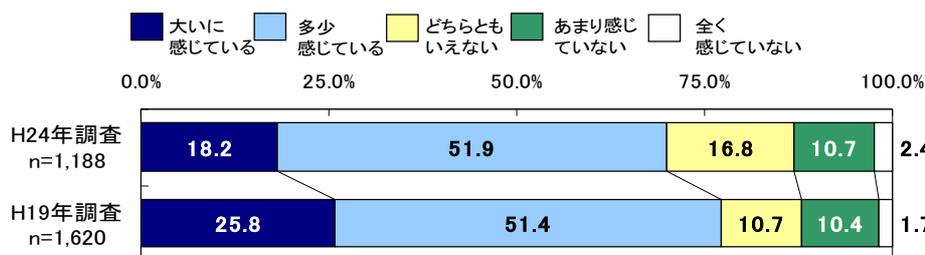
## (5) 食品の安全・安心に対する関心や意識

食品の安全性について何らかの不安を感じている市民が依然として7割に上る結果となっています。なかでも、輸入食品(65.2%)、食品添加物(63.3%)、残留農薬(55.7%)、食品の不正(偽装)表示(51.6%)については、半数以上が不安や不信を感じており、食品衛生行政に対してのさらなる検査や監視の充実を求める声もありました。

不安を感じるタイミングとしては、スーパー等で肉、魚、野菜等を購入するとき(76.1%)が最も高く、他方で中食を購入するとき(43.5%)が、飲食店で外食するとき(27.9%)を上回る結果となっており重点的な監視指導が必要となっています。

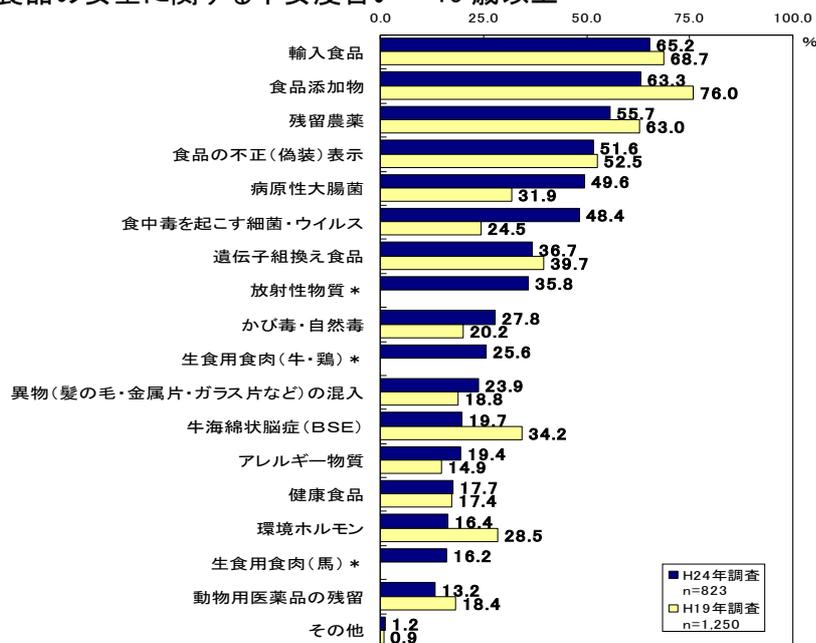
さらに、市民が求める熊本市の情報を発信する手段として効果的なものとしては、テレビ(69.4%)、市政だより(65.7%)、新聞(43.6%)が高く、それに比べ、市のホームページ(22.3%)は低く、また平成20年より開設した「くまもとの食のひろば」ホームページの認識度も5人に1人程度でありました。これらのことを考慮して今後は各種広報メディアを効果的に組み合わせて情報発信する必要があると思われます。

### ■ 食の安全に不安を感じるもの -15歳以上-



平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

### ■ 食品の安全に関する不安度合い -15歳以上-

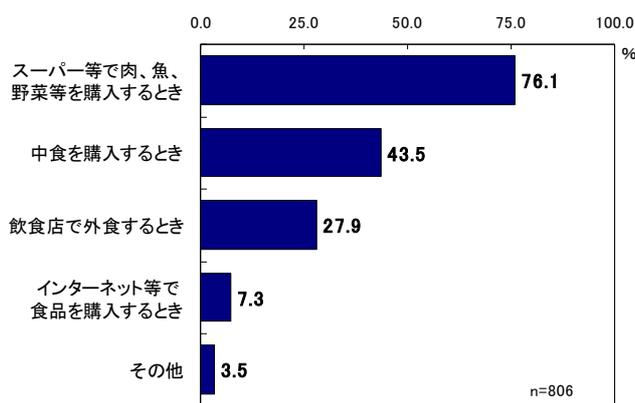


※複数回答

\*は H24 年調査より追加した選択肢

平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

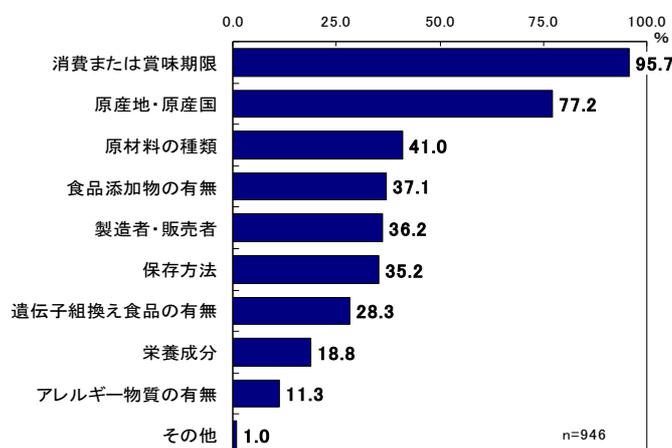
■食品の安全について不安を感じる時 -15歳以上-



※複数回答

平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

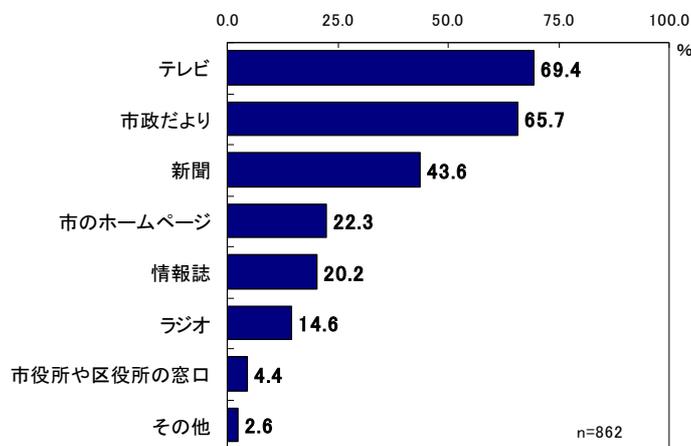
■食品を購入する際に確認する表示 -15歳以上-



※複数回答

平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

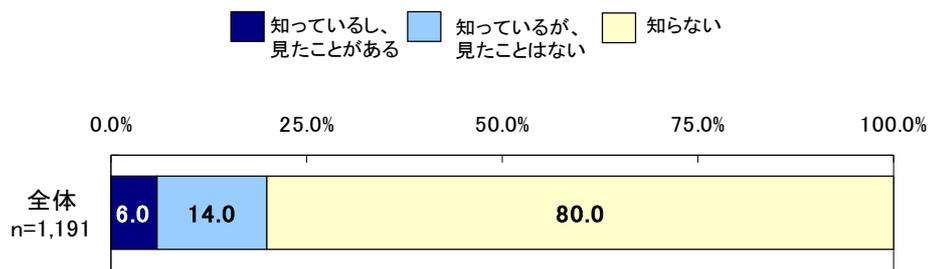
■情報を発信する手段として効果的なもの -15~64歳-



※複数回答

平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

■くまもとの食のひろばの認知度 -15歳以上-



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

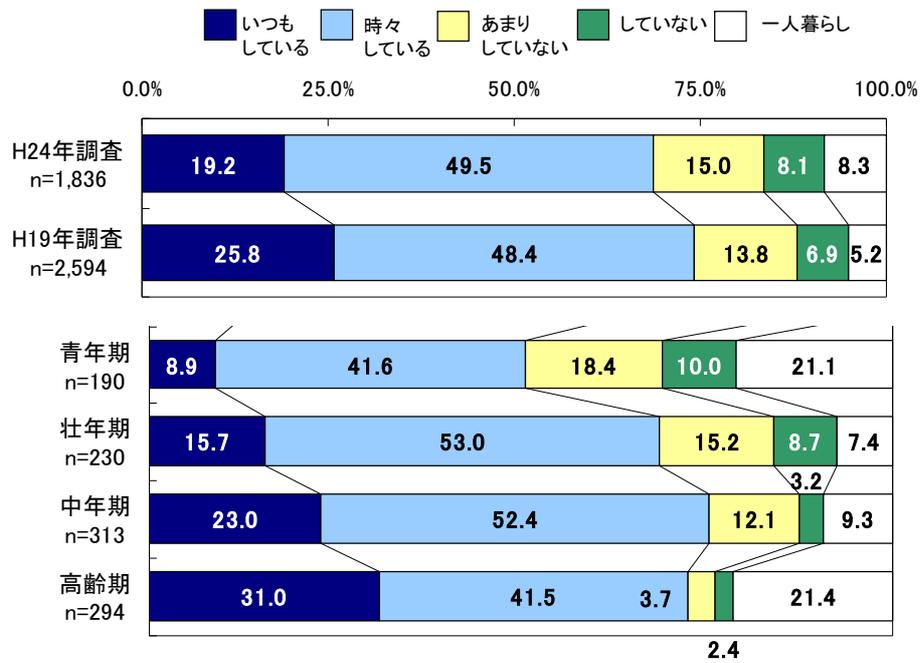
### 3. 食生活の現状

#### (1) 家庭での食や健康に関する会話

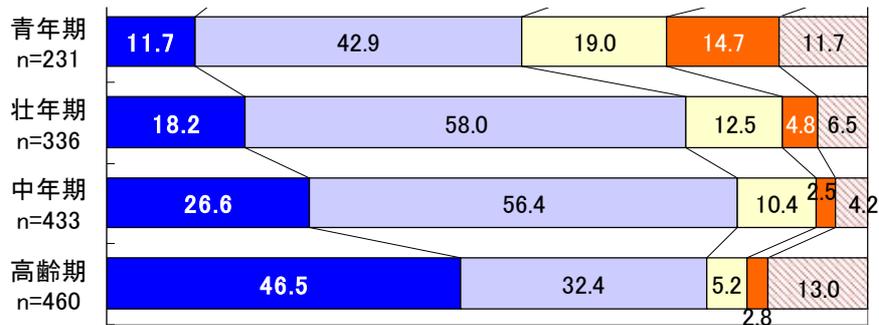
家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場です。現在、ライフスタイルや家族の関係は多様化しており、家族そろって食卓を囲む機会が少なくなり、家族と楽しく食卓を囲む機会が少なくなり、一人で食事することも少なくありません。

本市においても、家族で食や健康について「いつも話をしている」は19.2%、「時々している」は49.5%となり、H19年度調査より少なくなっています。また、高齢期においては、一人暮らしの増加などにより「いつも話をしている」が、著しく減少しています。

#### ■ 家族で食や健康について話をする ～0歳を除く～



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から



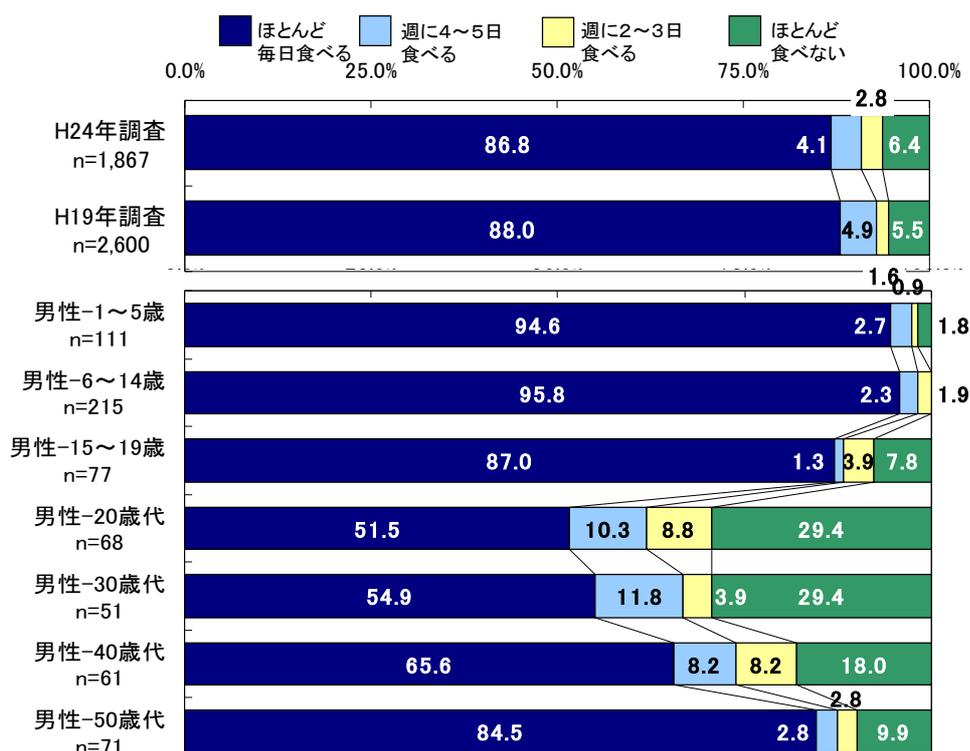
平成 19 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

## (2)生活リズムの乱れと不規則な食事

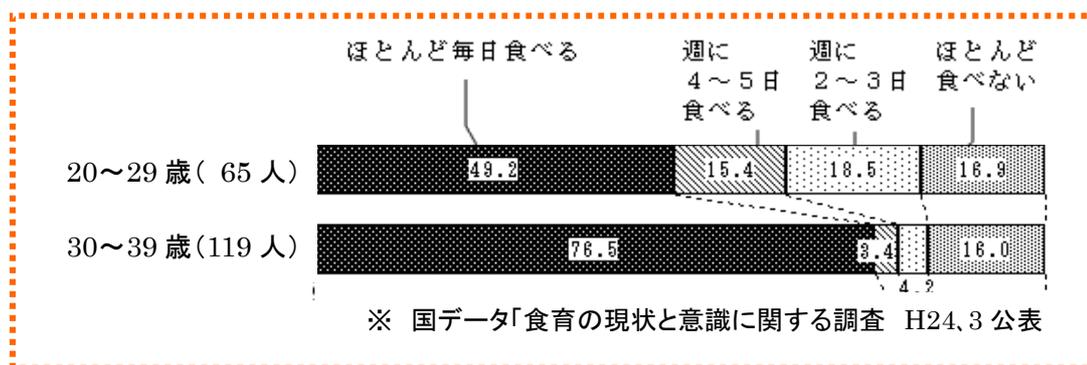
家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進は大変重要ですが、朝食の欠食に代表されるような不規則な食生活は全国的にも問題となっています。

本市においても、13.2%の人が毎日は朝食を食べておらず、朝食特に20代・30代男性の朝食の欠食<sup>3</sup>率はそれぞれ29.4%と国よりも高く、3人に1人が朝食を「ほとんど食べていない」と答えています。食べない理由は、「時間がない」「食欲がない」「食べるより寝ていたい」という理由が多く、生活リズムの乱れから朝食の欠食、また、健康的な生活への影響が見られます。

### ■ 1週間あたりの朝食を食べる頻度 ～0歳を除く～



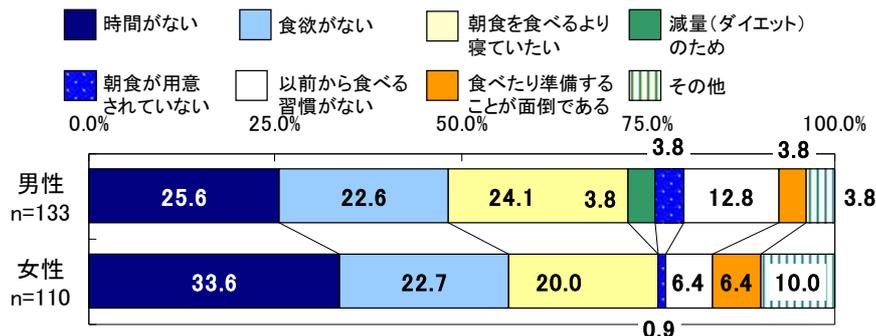
平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から



<sup>3</sup>欠食 1日3回の食事を基本として1回でも食事をしないことや、菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合や錠剤・カプセル・顆粒状のビタミン・ミネラル・栄養ドリンク剤のみの場合を欠食と言う。

成果指標での欠食率は「あなたはふだん朝食を食べますか?」という問いに対して「ほとんど食べない」と回答した市民の割合を示している。

■朝食を食べない最も大きい理由 ～0歳を除く～



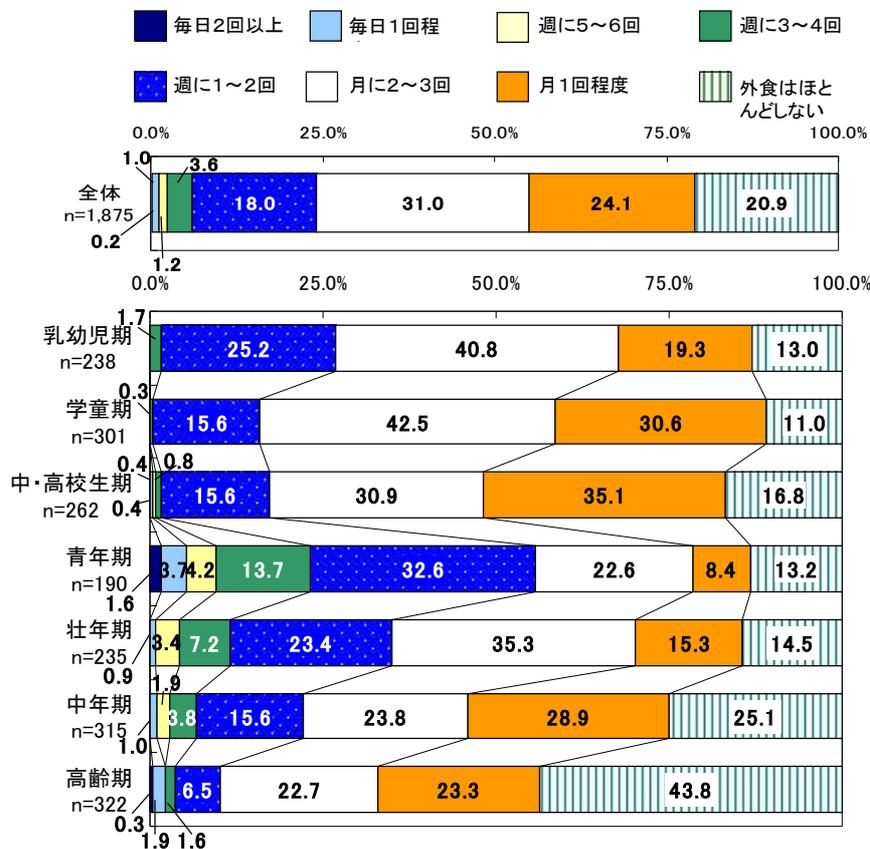
平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

(3)食の外部化

ライフスタイルの変化等に伴って、調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業界においても、外食のみならず、調理済の食品や惣菜、弁当といった「中食（なかしょく）<sup>4</sup>」の提供や開発が進んでいます。

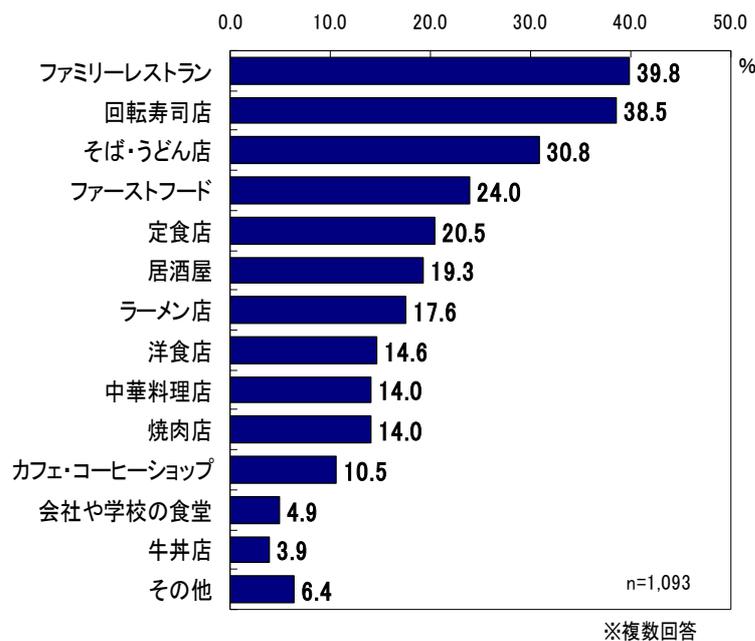
本市における外食の頻度として青年期では半分以上の人が週に 1 回以上外食をすると答えています。また、よく利用する施設としては、「ファミリーレストラン」39.8%、「回転寿司店」38.5%、「そば・うどん店」30.8%、「ファストフード」24.0%などとなっています。

■外食の頻度 -0歳を除く-



<sup>4</sup>中食(なかしょく) 惣菜店等の家庭外で調理された弁当や調理食品を持ち帰って、家庭の食卓で食べること

■ 外食時によく利用する施設 -15歳以上



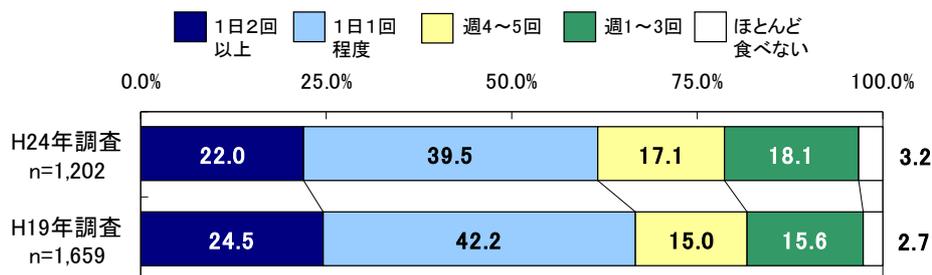
平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

(4) 栄養の偏り

従来、日本には、米を中心として、一汁三菜で構成される「日本型食生活<sup>5</sup>」が定着していましたが、全国的にも近年、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏りが見られます。

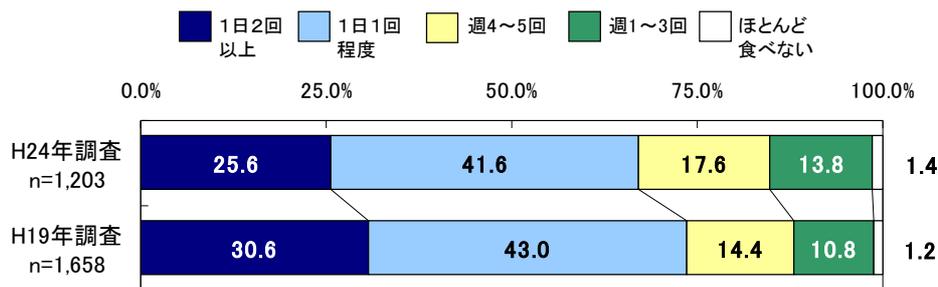
本市における野菜の摂取頻度ですが、緑黄色野菜については、「1日1回程度」が39.5%、「1日2回以上」が22.0%であり、その他の野菜については、「1日1回程度」が41.6%、「1日2回以上」が25.6%となっており、どちらも平成19年調査より減ってきており、摂取不足が予想されます。

■ 緑黄色野菜を食べる頻度 -15歳以上-



<sup>5</sup> **日本型食生活** 主食である「米」を中心として、大豆・野菜・魚などの副食物を組み合わせたものに、畜産物や果物などがバランスよく加わった食事パターンをいいます。

### ■その他の野菜を食べる頻度 -15歳以上-

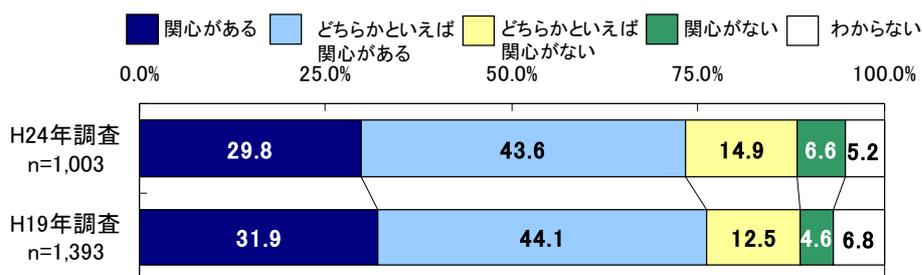


平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

### (5)食に関する関心や意識

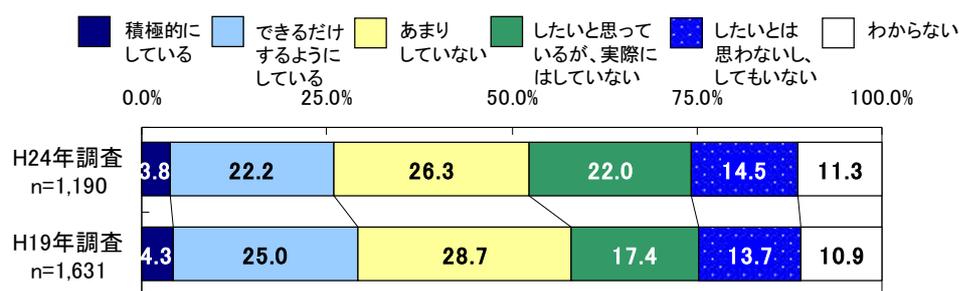
食事バランスガイド等を活用した食育に関する積極的な啓発を進めた結果、「食育に関心がある」割合は、73.4%となっていますが、食育に関する行動<sup>6</sup>や活動を実践している市民は、26%と非常に低い状況となっています。

### ■食育への関心度 ~20歳以上~



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

### ■食育に関する活動や行動 ~15歳以上~



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

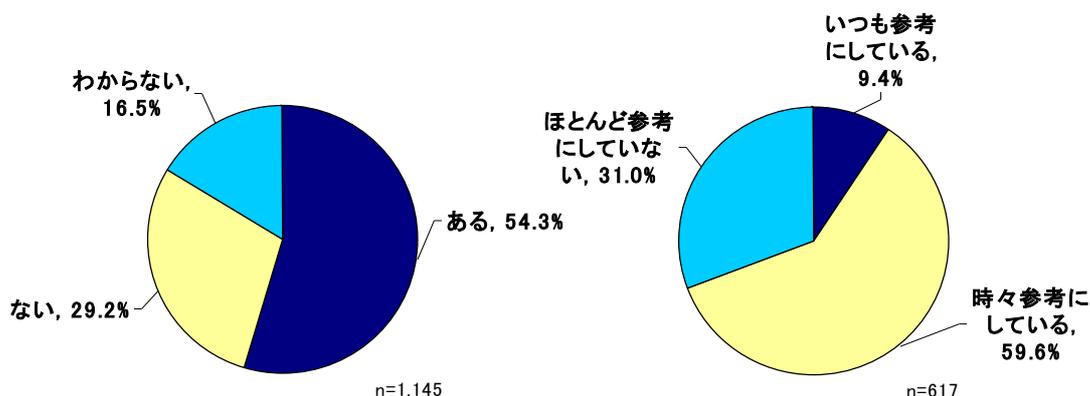
<sup>6</sup> **食育に関する行動** 栄養バランスのとれた食生活の実践、より安全な食品の購入、農業・加工活動への参加・体験、食生活改善に関する勉強会やボランティア活動への参加などのことです。

## (6) 事業者における食育の状況

飲食店や食料品店は、単に商品を提供するだけではなく、食に関する情報を発信する場でもあり、大きな影響力があります。本市においても市民が身近なところで「食」に関する情報を得ることができ、食育を実践しやすい環境を整備するためにH20年度から「栄養成分表示事業」を実施してきました。

その結果、本市では、食品を購入する際に栄養成分表示<sup>7</sup>を見たことがある市民のうち、「毎回確認している」が40.2%、「時々確認している」が39.9%となっています。

■飲食店、レストラン、食品売り場等における 栄養成分表示の認知度～15歳以上～  
 ■栄養成分を参考にしてメニューを選ぶか。～15歳以上～

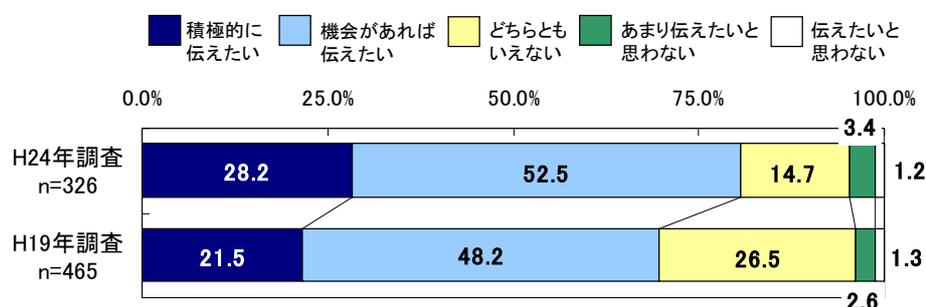


平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

## (7) 食文化の伝承意向

「家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合」は大きく減少しており、特に若い世代での減少が目立ちます。一方、「郷土料理や食文化等を伝えたい」という高齢者は平成19年より増加しており、高齢者の伝えたい思いを、実践に結び付けていくための工夫が課題となります。

■熊本の郷土料理や伝統文化、食文化についての子や孫への伝承意向 -65歳以上-



平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

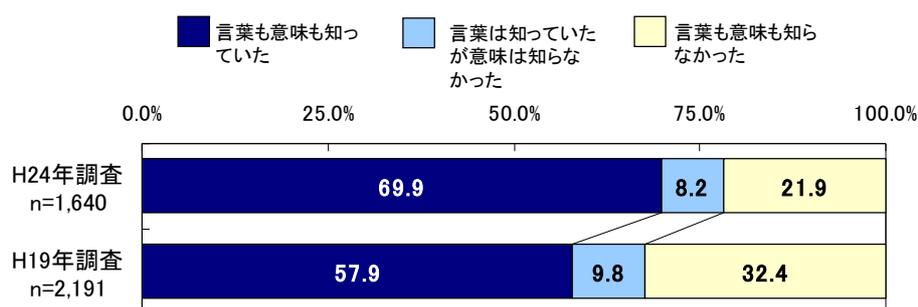
<sup>7</sup> **栄養成分表示(栄養表示)** 加工食品や外食、給食に対して、その食品または献立が含んでいる栄養成分を表示することです。加工食品に対して表示する場合は、健康増進法第31条に規定されている「栄養表示基準」に従わなければなりません。

## (8)地産地消

市民アンケート調査において「くまもとらしさ」を感じることに、「水がおいしいこと」や「果物や野菜、米など農産物おいしいこと」を挙げる市民が多く、恵まれた自然環境で育つ「農産物」「水産物」は、市民の誇りです。

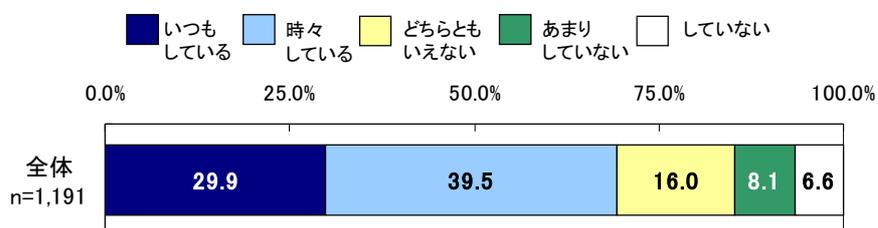
本市においては、「地産地消<sup>8</sup>」の意味を知っている市民の割合は 69.9%と増加しました。また、購入をしているかの問いに対しては、「いつもしている」市民が 29.9%、「時々している」市民が 39.5%となっています。

### ■地産地消の認知度・理解度 -6歳以上-



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

### ■地元産の農産物や水産物の購入 -15歳以上-



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

<sup>8</sup> **地産地消** 地域生産地域消費の略語で、地元で生産された農産物を地元で消費すること。広い意味では、産地と消費者との物理的な距離のみならず、心理的な距離も縮めることも含めるという考えもあります。

## 4 生活習慣病の現状

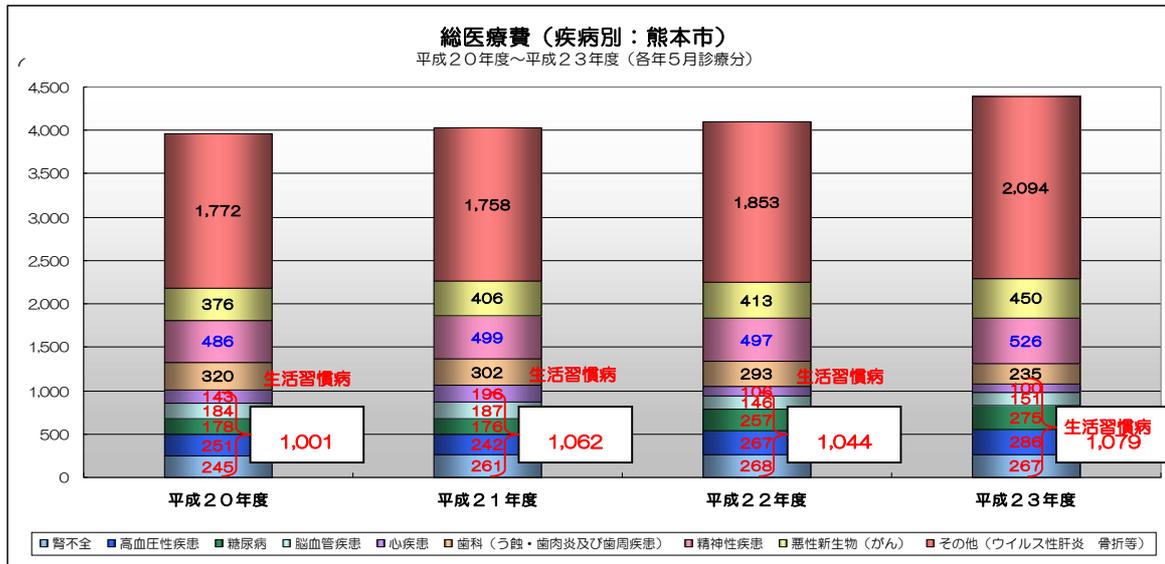
### (1) 疾病の罹患状況

近年、食習慣の乱れや生活習慣病の悪化に起因する糖尿病等の生活習慣病が増加しています。本市においては、全医療費に占める生活習慣病の割合は、約4分の1となっています。

また、本市は政令指定都市の中で最も人工透析者数の割合が高い水準にあり、H21年度からCKD(慢性腎臓病)対策として、啓発や早期発見から重症化防止の総合的な取り組みを進めています。特に腎臓内科専門医とかかりつけ医との連携による「CKD 病診連携システム」は対策の柱として順調に稼働しています。

### ■ 熊本市疾病別の総医療費推移

疾病名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	
<b>1.生活習慣病</b>	<b>1,001</b>	<b>25.3%</b>	<b>1,062</b>	<b>26.4%</b>	<b>1,044</b>	<b>25.5%</b>	<b>1,079</b>	<b>24.6%</b>	
内訳	① 高血圧性疾患	251	6.3%	242	6.0%	267	6.5%	286	6.5%
	② 脳血管疾患	184	4.7%	187	4.6%	146	3.6%	151	3.4%
	③ 心疾患	143	3.6%	196	4.9%	106	2.6%	100	2.3%
	④ 腎不全	245	6.2%	261	6.5%	268	6.5%	267	6.1%
	⑤ 糖尿病	178	4.5%	176	4.4%	257	6.3%	275	6.3%
2.歯科(う蝕・歯肉炎及び歯周疾患)	320	8.1%	302	7.5%	293	7.1%	235	5.3%	
3.精神性疾患	486	12.3%	499	12.4%	497	12.1%	526	12.0%	
4.悪性新生物(がん)	376	9.5%	406	10.1%	413	10.1%	450	10.2%	
5.その他(ウイルス性肝炎 骨折等)	1,772	44.8%	1,758	43.7%	1,853	45.2%	2,105	47.9%	
合計	3,955	100.0%	4,027	100.0%	4,100	100.0%	4,395	100.0%	



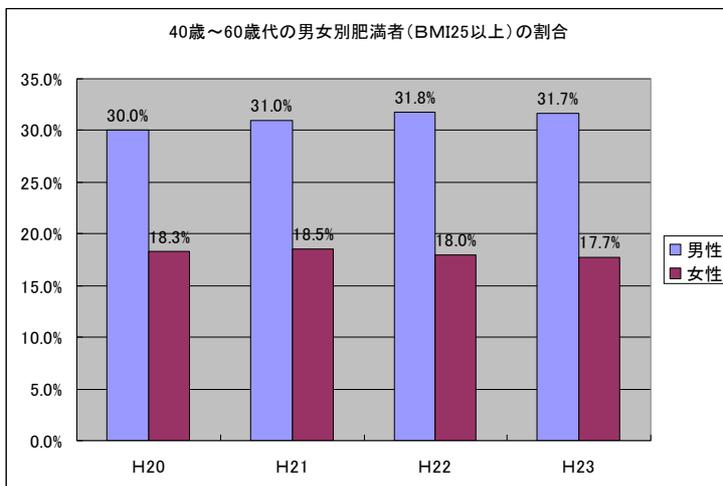
熊本市国民健康保険『医療費分析(H23年5月)』から

## (2) 肥満とやせの状況

肥満は、がん・循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病との関連がありますが、本市では、40歳から60歳の男性の3割が肥満症です。

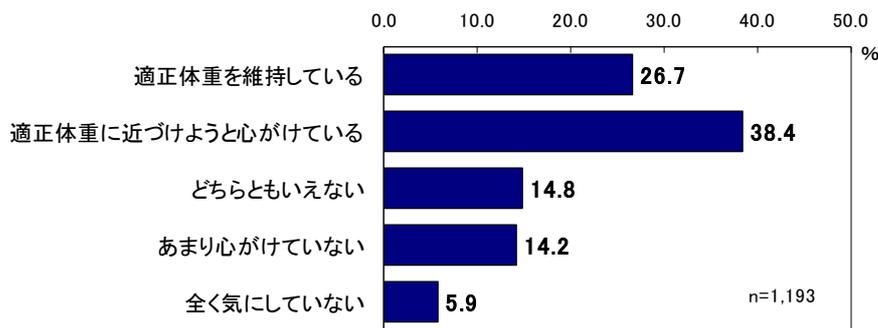
アンケート調査結果では、「適正体重に近づける心がけ」については、「適正体重を維持している」が 26.7%、「適正体重に近づけようと心がけている」が 38.4%となっています。

また、運動習慣についてみると、15歳以上で「運動の習慣がある」市民は3人に1人と増加しました。今後もよりいっそう手軽で実践しやすい運動の情報機会の提供を勧めていきます。



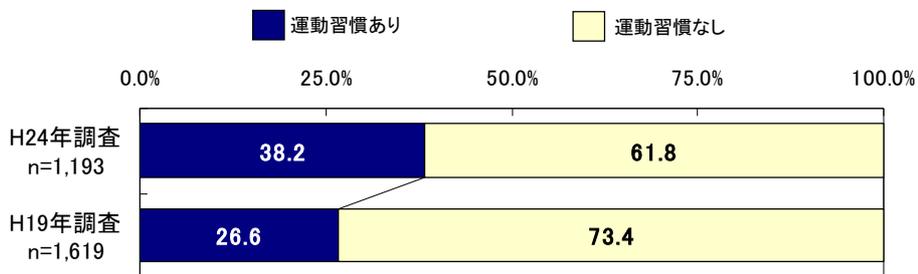
熊本市国民健康保険から

### ■あなたは自分の適正体重を認識し、体重コントロールを心がけていますか。-15歳以上-



平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

### ■運動習慣の有無について -15歳以上-



※15歳以上の回答者で、1日30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している人の割合  
 ※誤差率5%の水準(95%の信頼度)で有意差があると認められる(H19年→H24年)

平成 24 年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

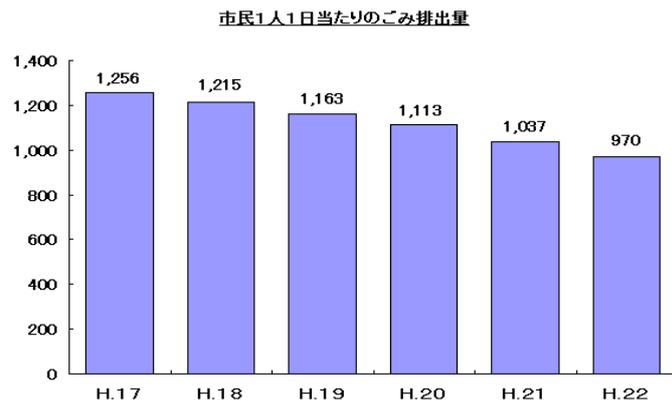
## 5 食に関わる環境の現状

### (1)ごみ排出量の状況

地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模の環境問題が深刻化する中、その一因である大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、ごみの量を可能な限り減らし、リサイクルできるものはできるだけリサイクルする持続可能な循環型社会への構造転換を図ることが求められています。

本市におけるごみの排出量は、現在のところ家庭ごみ、事業ごみともに減少傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量で見ると、H22、970gとなっており、全国平均976gを下回ったものの、熊本県平均836g(いずれも22年度実績:環境省一般廃棄物処理事業実態調査より引用)よりは依然として高い水準で推移しており、さらなるごみの減量が必要です。市民・事業者のごみに対する意識のさらなる向上を図りながら、市民・事業者の消費行動や事業活動における、ごみの発生抑制に向けた実践活動を拡大していく必要があります。また、市民・事業者意識の向上を図りながら、リサイクルできるものは可能な限りリサイクルを進めていくため、さらなる分別の徹底などの実践活動の拡大に向けた取組を推進していく必要があります。

なお、H22年度のごみ処理のコストは市民一人当たり、約11,000円の費用が必要となっています。

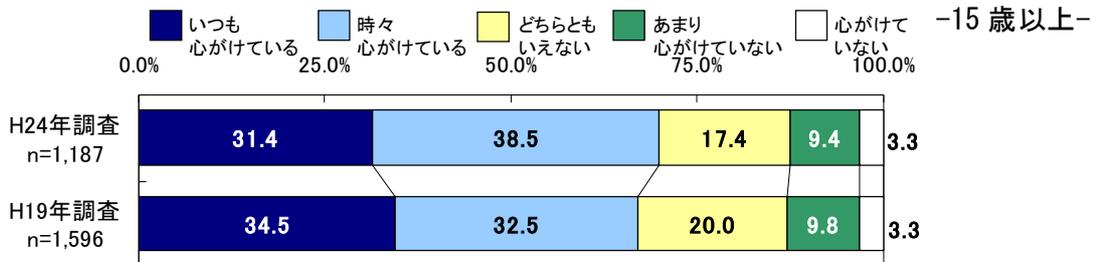


資料:廃棄物計画課

### (2)食料廃棄に対する意識

本市において、ごみを少なくするための心がけを「いつも心がけている」市民は、31.4%、「ときどき心がけている」は、38.5%となっています。

#### ■ごみを少なくするための「作りすぎ」や「買いすぎ」をしないような心がけの有無

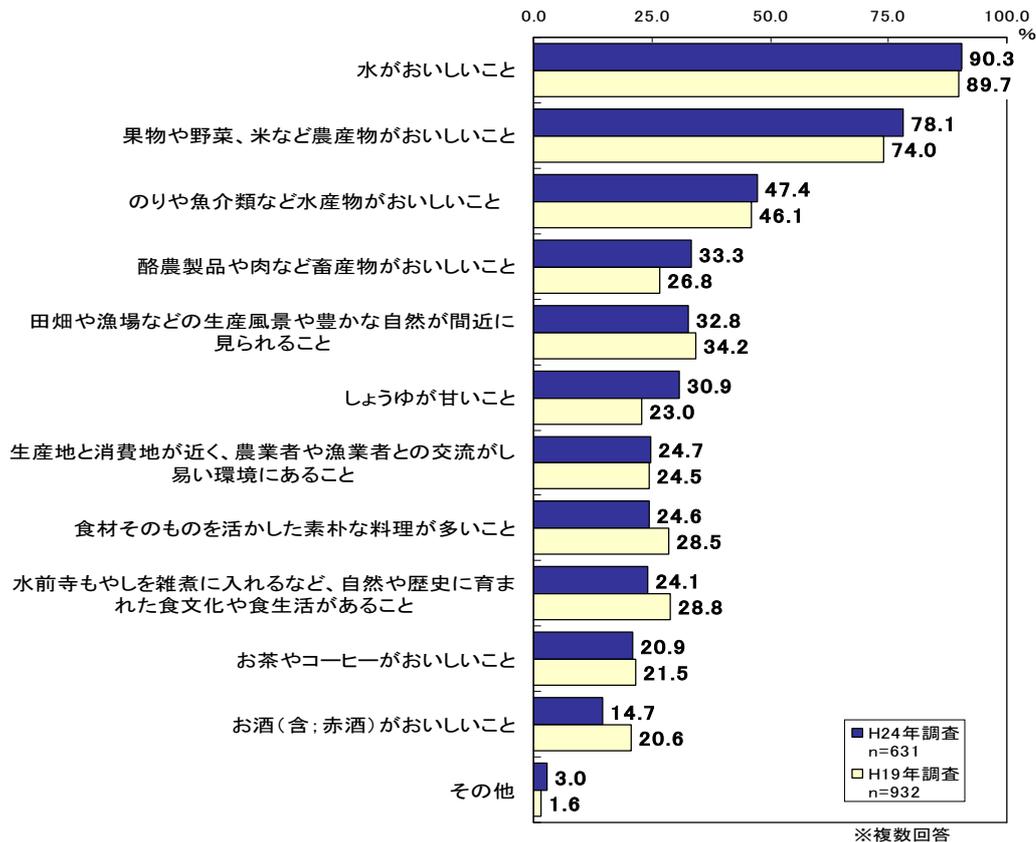


平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

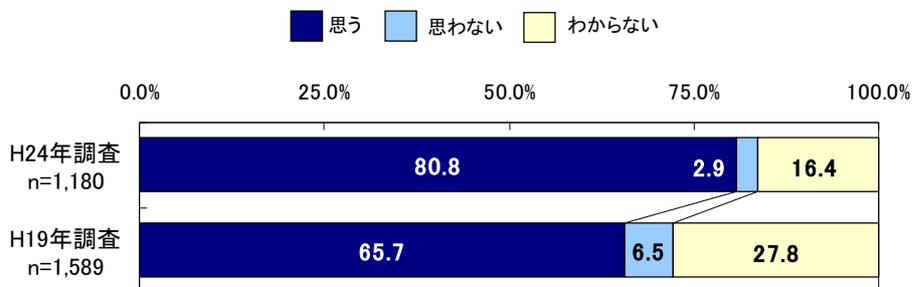
### (3)「くまもとの水」に関する意識

本市では、飲料水を100%地下水でまかっています。市民が、食生活面で「くまもとらしさ」を感じている市民は、52.9%となっており、その内容として90.3%の市民が「水がおいしいこと」をあげています。「良質な地下水が食材や料理のおいしさの基になっている」と思う市民の割合は、80.8%となっています。

#### ■「くまもとらしさ」を感じること -15歳以上-



#### ■熊本市の良質な地下水が地元の食材や料理の「おいしさ」の基になっていることについて -15歳以上-



平成24年「熊本市食の安全安心・食育に関するアンケート調査結果」から

## 食の安全安心に関する指標(第1次)「成果指標の現状

### ・ 食の安全性・安心感に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
① 「残留農薬」について不安を感じる市民の割合	63.0%	63.7%	55.7%	50.0%	+	
② 「食品添加物」について不安を感じる市民の割合	76.0%	69.6%	63.3%	65.0%	達成	
③ 「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合	52.5%	62.8%	51.6%	40.0%	+	
④ 「輸入食品」について不安を感じる市民の割合	68.7%	68.4%	65.2%	55.0%	+	
⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合	77.2%	78.0%	70.0%	65.0%	+	

### ・ 市民の意識行動に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
⑤ 食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	
⑥ 食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合	46.7%	36.2%	40.2%	55.0%	-	
⑧ 食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合	5.8%	6.2%	5.4%	10.0%	-	
⑨ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	49.7%	52.7%	49.6%	60.0%	0	
《準じる指標》						
食品の安全性や食品衛生活動に参加したことがある市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	

## 食育に関する指標(第1次)成果指標の現状

第1次計画により定めた成果指標についての達成状況は、以下のとおりでした。

成果指標		H19(計画策定時)	直近値	目標		
I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践	① 食事のとき「楽しい」と感じる市民の割合	73.7%	78.1%	80%	+	
	② 1週間あたりの朝食の欠食率	小学5年生 1.2%	0.9	0%		
		中学2年生 2.9%	2.0	0%	+	
		20歳代男性 30.5%	29.4	15%	-	
		30歳代男性 21.9%	29.4	15%	-	
	③ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合	男性 21.2%	18.2%	25%	-	
		女性 35.0%	32.2%	45%	-	
	④ 「内臓脂肪症候群」を認知している市民の割合	20歳以上 76.6%	81.9%	85.0%	+	
	⑤ 肥満度20%以上の児童の割合	小学生 7.5%	6.8%	7.0%		
中学生 9.1%		7.7%	7.5%			
⑥ 保育所における食育に関する計画の策定割合	公立 40%	※ 100%	100%	+		
	私立 16.7%	91%	100%			
⑦ 幼稚園における食育に関する計画の策定割合	公立 0%	100%	100%	達成		
	私立	80%	80%			
⑧ 小・中学校における食育に関する計画の策定割合	小学校 100%	100%	100%	達成		
	中学校 100%	100%	100%			
⑨ 親子料理教室等健康づくり活動へ参加したことがある市民の割合	22.6%	19.4%	35%	-		
II 健全な食生活の実践	⑩ 食事バランスガイドを参考にした食生活を実践する市民の割合	20歳以上 27.1%	29.1%	40%	+	
	⑪ 日本型食生活を実践している市民の割合	81.5%	80.4%	85%	-	
	⑫ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合	29.3%	26.0%	40%	-	
	⑬ 食育推進に関するボランティア数	560人	1208人	1,250人	+	
	⑭ 飲食店で栄養成分表示を見たことがある市民の割合	56.3%	54.3%	65%	-	
III 食育と市民の推進	⑮ 食育に関心がある市民の割合	20歳以上 76.0%	73.4%	90%	-	
	⑯ 食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合	58.0%	52.9%	65%	-	
IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進	⑰ 生産者と消費者が近く交流しやすいと感じている市民の割合	24.5%	24.5%	30%	-	
	⑱ 学校農園や休耕田等を活用した栽培活動を実施している小・中学校の割合	小学校 98%	※100%	100%	達成	
		中学校 54.1%	100%	100%		
	⑲ 「地産地消」を認知している市民の割合	57.9%	69.9%	65%	達成	
	⑳ 学校給食における地元産物を使用する割合	28品目	39品目	43品目	+	
	㉑ 家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合	63.9%	49.2%	70%	-	
	㉒ 市民1人1日当たりのごみ排出量	1,215g	※ 97%	956g	+	
	㉓ ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合	67.0%	69.9%	75%	+	
	㉔ バイオマスを知っている市民の割合	23.0%	34.4%	30%	達成	
㉕ 熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合	65.7%	80.8%	85.0%	+		

## 第4章 食育の推進

---

## 1 食育を推進するうえでの課題

---

「食育」は、食に関する知識や正しい情報を選択する力を身につけ、自然の恩恵や食に関わる人々の活動に感謝し、理解を深め、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てていくことです。食育の推進にあたっては、個人や家庭だけでなく社会全体で取り組んでいく必要があります。

第2次計画では、これまでの取り組み状況や平成24年度市民アンケートの結果および国の第2次食育推進基本計画のテーマである「周知から実践へ」を踏まえて、以下のような課題をとりまとめました。

### (1) 家庭力の衰退

#### ○ 食を通じたコミュニケーションの不足

従来、食育において重要な役割を担ってきた家庭が十分な役割を果たせなくなっており、子どもの食に関する問題への速やかな対応が大変重要です。

国の第2次食育推進基本計画では「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」が重要課題に掲げられ、また、健康日本21(第2次)においても子どものころに身につけた食習慣が生活習慣病発症との関連があるとし、共食の重要性に言及しています。本市においても、家族との食事回数や食事の楽しさを感じる割合が低い「若年層」への対応を図るとともに、家庭全体で健やかな子どもを育む力「家庭力」を強化する取り組みを強化します。

### (2) 「食」の乱れが生活の乱れに

#### ○ 朝食の欠食などの不規則な食習慣

朝食を欠食することは、栄養素不足を招くだけでなく、生体時計のリズムを崩し、肥満になりやすい体質になるなど、さまざまな弊害を及ぼします。また、食習慣の乱れに起因する生活習慣病の増加は大きな課題でもあり、子どもへの影響も大きいことから、各年代に対して生活全般の見直しを働きかけていく必要があります。

#### ○ 食の外部化、多様化

最近では、食事を外食や弁当・惣菜を購入して済ませることが日常化しています。そのような市民に対しては、自分にあった外食や中食におけるメニューを「選択する力」を養い、料理の組み合わせ方によって栄養バランスの取れた食事内容に変化させるなどの食を進めることが必要であり、外食産業界においては健康を意識したメニューの提供が望まれています。

そのため栄養成分表示や食品事業者との連携等、食環境整備の取り組みを継続して取り組みます。

### ○ 栄養バランスの崩れ

日本人は、長い歴史の中で「日本型食生活<sup>1</sup>」という優れた食文化を培ってきましたが、現在それを実践している市民の割合は、高校生や大学生等で特に少なく半数にとどまっています。さらに、高齢者がいきいきと生活していく上でも、健康寿命を延伸することが重要であり、健全な食生活を心がけることが重要です。

特に、本市においては野菜の摂取頻度が低いことから、野菜の摂取量不足も考えられるため、毎日の食事の重要性と食品や料理の組み合わせ方等について、食事バランスガイドの使用法を徹底させたり、野菜料理レシピ<sup>2</sup>の普及などにより具体的な啓発が必要です。

### ○ 肥満等の増加

本市では、特に男性の若い世代からの肥満の増加が見受けられます。生活習慣病は肥満がその引き金になっていることから、若年層から肥満予防を重視した対策が必要です。

また、一方、若い女性の過剰なダイエットによる“低体重(やせ)”により、貧血や骨粗しょう症の増加や妊娠時の低栄養による低出生体重児<sup>2</sup>の増加と胎児期の低栄養が成長後の生活習慣病発症の要因となっていることが明らかになっており、実践に向けた具体的な啓発が必要です。

## (3) 地域における食育

### ○ 食育に関する関心や意識

食育の認知度および関心は高くなってきています。健康と食に関する情報は市民に確実に浸透しつつあることから、今後もさらに理解を深めながら、食育についての知識を行動に変えていく取り組みが重要となります。

また、高齢者が食生活で困っていることとしては、「買った物を持って帰るのが大変」「食料品店が遠い」「地域で食事会などの交流会がない」などが課題となっており、改善が求められています。

### ○ 食品関連事業者の役割

栄養成分表示を飲食店等で「見たことがある」市民は、「食事バランスガイド」を見ている割

---

<sup>1</sup> **日本型食生活** 主食である「米」を中心として、大豆・野菜・魚などの副食物を組み合わせたものに、畜産物や果物などがバランスよく加わった食事パターンのこと。

<sup>2</sup> **低出生体重児** 出生時の体重が2,500g以下の新生児のこと。

合も高く、「食事バランスガイド」の普及と合わせて、食育の環境整備の中では、飲食店等の役割が重要です。

食育に関する意識が低く、食生活の乱れが著しい青年期を中心とした若年層では、飲食店や食料品店を情報源としており、「健全な食生活を実践するために必要なこと」として、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店からの情報提供が求められています。

#### ○ 食文化伝承の希薄化

ライフスタイルの多様化や近隣住民とのつながりが希薄になっている中、健全な食生活を進め、地域の産物や食文化への理解を深め、それを継承していくことが難しくなっています。

そのような中で、次世代に郷土料理や伝統料理、食文化などについて伝えたいと思っている高齢者は増えていることから、地域の高齢者等から子育て中の親などに食文化を伝承する仕組みを整える必要があります。

### (4) 「くまもとらしさ」を生かした食育

#### ○ 地産地消の推進

地産地消は、市民の食の安全・安心や健康志向の高まりを背景に生産者と消費者の相互理解を深める役割も担っています。食育に関心がある市民ほど、産地や品質、鮮度を重視する傾向にあることから、市民の食育への関心度を高めるとともに、情報を提供し、地産地消を推進していくことが重要です。

#### ○ くまもとの清らかな地下水等環境への配慮

ごみを少なくするための心がけは、特に若年層で不足しています。食育への関心度が高い市民ほどごみ減量を心がけていることや、リサイクルに関する取り組みを行っていることから、食育を通じた環境保全の重要性がうかがわれます。

また、本市が他都市に誇れる資源のひとつである地下水に対しても、「食のおいしさの基になっていると思う市民の割合」が高くなっていることから、くまもとの地下水をはじめとした自然環境を未来に伝えていくためにも、いっそうの環境保全に関する啓発が重要です。

## 食育を推進する上での課題

### 家庭力の減退

- 食を通じたコミュニケーションの不足

### 「食」の乱れ

- 朝食の欠食
- 食の外部化・多様化
- 栄養バランスの崩れ
- 肥満の増加

### 地域における食育

- 食育に関する関心や理解
- 食品関連事業者の役割
- 食文化伝承の希薄化

### 「くまもとしさ」を生かした食育

- 地産地消の推進
- くまもとの清らかな地下水等環境への配慮

「周知」から「実践」へ

市民一人ひとりが食育の大切さを理解して、実践力をつける

---

## 2 食育を推進していくための視点と基本的施策

---

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すため、次の4つの視点とそれらの実現に向けて5つの基本的施策を定め展開します。

### 【視点 A】全ての市民の食育への理解の増進

国の第2次食育推進基本計画において示されたように、本市においてもライフステージに応じた間断ない食育の推進をめざし「全ての市民の食育への理解の増進」に向けて取り組みます。

### 【視点 B】健全な食生活が実現できる環境整備

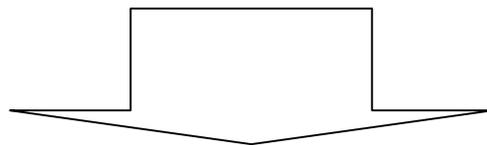
食育や健康に無関心な層に対しては、食環境の整備を行うことが重要です。市民が栄養表示や食事バランスガイドを参考にしやすい環境にむけて取り組みます。

### 【視点 C】市民運動としての食育の推進

市民一人ひとりが、食育を実践していくためにはボランティアや各組織団体と連携し、地域活動を基盤とした市民運動としての食育の推進が重要です。

### 【視点 D】「くまもとらしさ」を活かした食育の推進

くまもとの自然の恵みあふれる熊本の食材等を含めた、「くまもとらしさ」を活かした食育の推進が必要です。



## 基本的施策

### I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

市民一人ひとりが、家庭や学校・保育所・幼稚園等や地域の中のさまざまな経験を通して自ら食について学び、実践していきます。

### II 健全な食生活を実践するための環境整備

食について学んだことを実践していくためには、ソフト・ハードの両面からの支援が必要であり、そのための環境整備を行います。

### III 市民運動としての食育の推進

すべての市民が食育に関心を持ち実践していくためには、地域だけでなく、食に関する関係団体等も含めた食育市民運動を展開することが必要です。

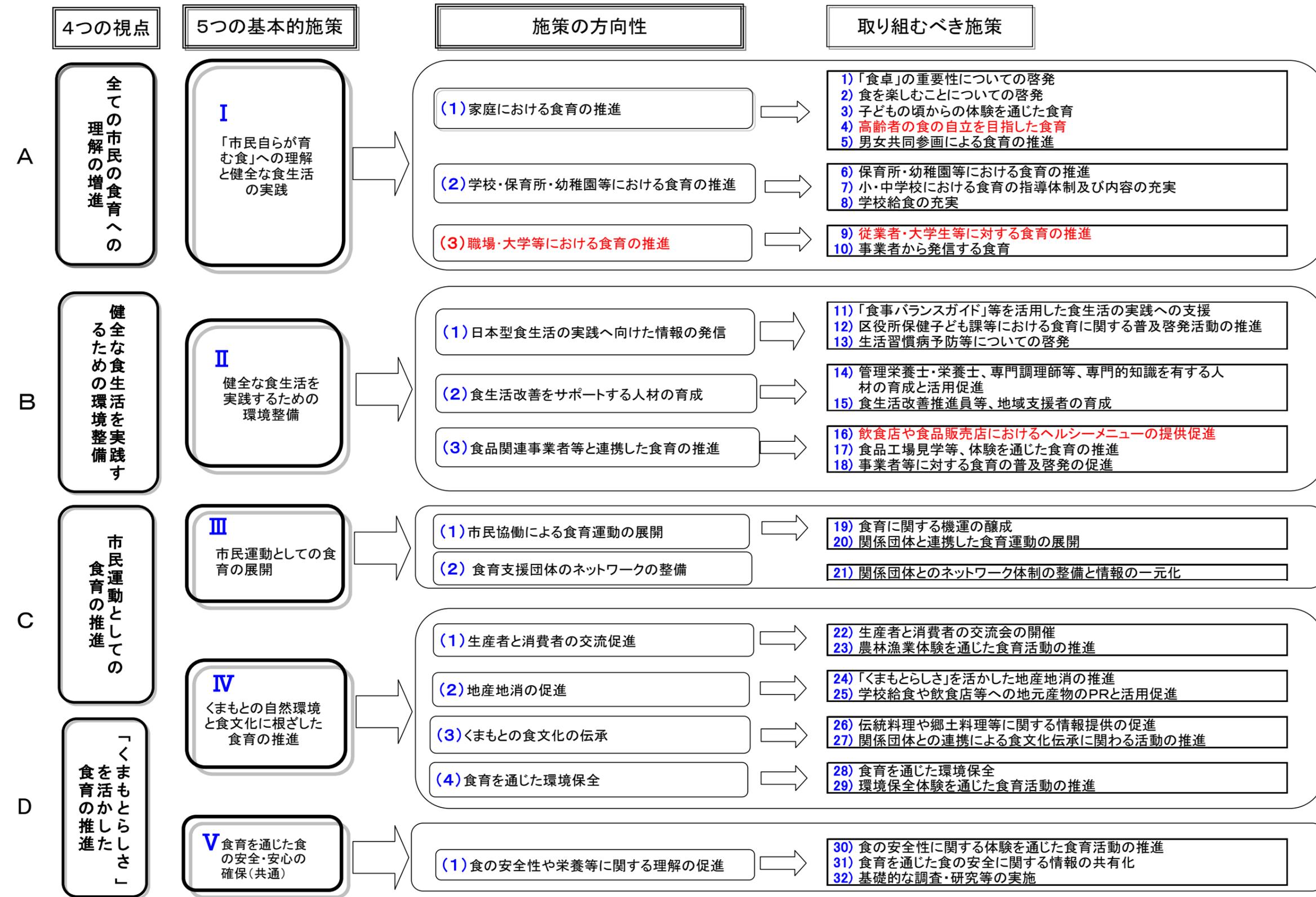
### IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進

生産から消費までの各分野が交流を深め、くまもとの食文化を共有し、地下水をはじめとした自然環境の保全に努め、次世代に伝承していくことが大切です。

### V 食育を通じた食の安全・安心の確保（共通）

市民が、安心して食生活を送ることができるよう、食育を通して、食の安全性や栄養等に関する理解を深めることが大切です。また、市民の健康増進のため、食に関する基礎的調査・研究を行います。

### 3 「食育の推進」に関する施策の体系





---

## 4 具体的な施策の展開

---

### I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

#### 1) 家庭における食育の推進

##### (1) 今後の方向性

「食」は、毎日の積み重ねであり、食育の基本は、「家庭」にあります。子どもから高齢者まで、市民自らが食に対する関心と理解を深め、家庭における健全な食生活を実践するために、以下の施策に取り組みます。

##### (2) 取り組むべき施策

###### ●1) 「食卓」の重要性についての啓発

食卓は、食習慣を確立し、コミュニケーションの場であり、食事のマナーや食文化を伝承する大切な場であることを伝え、「共食」を通じた子どもへの食育推進に努めます。また、全世代をとおり、朝食を毎日食べることの重要性を伝え、欠食率の低下を目指します。

###### ●2) 食を楽しむことについての啓発

楽しい食事の時間を持つことは、心と体の健康を育みます。子どもの食育目標「楽しく食べる子どもに」成長することに取り組みます。また、よくかんで味わって食べることの大切さを伝えます。

###### ●3) 子どもの頃からの体験を通じた食育

さまざまな食の経験を積み重ねることが大切です。家庭において、子どもの発達段階に応じた「体験をとおした食育」を推進します。

###### ●4) 高齢者の食の自立を目指した食育

高齢者の身体機能や生活機能を維持できるよう食育を推進するとともに、そのための支援および環境整備等について推進します。

###### ●5) 男女共同参画による食育の推進

食育の関心度や実践度は、男性より女性のほうが高く、食育に対する意識には男女差が見られます。性別を問わず、食育に関心を持つことで、男女共同参画による食育を推進します。

### (3) 成果指標

目標項目①	食育に関心がある市民の割合(20歳以上)
現 状	73.2%
目 標	90%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

目標項目②	「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる」の回数の増加
現 状	10.0回
目 標	現状維持
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

○1週間あたりの朝食の欠食率 (※幼児期は毎日食べている割合)		現 状	目 標
目標項目③	幼児期(1歳～5歳) ※	95.3%	100%
	小学5年生	0.9%	0%
	中学2年生	2.0%	0%
	20代男性	29.4%	15.0%
	30代男性	29.4%	15.0%
	65歳以上	3.7%	0000%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査		

### (4) 関係課・団体アクションプラン(取り組み)

- 「楽しく食べる子ども」に成長していくための基本は家庭にあることを伝えていきます。
- 親子クッキングや子どもクッキングを実施して食事のおいしさ、楽しさの意識付けを行います。
- 「いただきます」「ごちそうさま」の励行や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の展開など、健全な食生活がおくれるよう支援します。
- ママパパ教室で、子育て世代へ、食の大切さを伝えます。
- 区役所保健子ども課の実施する幼児健診等を通して食育の重要性の啓発及び情報提供を行います。
- 「ふれあい出前講座」で行われている「食育講座」のより一層の充実を図り、自治会・老人会等の活動を通して食育についての理解と関心を高めます。
- 高齢者の低栄養状態を早期発見し、「食べること」を通じて低栄養状態の改善を図るための個別的栄養相談や集団的栄養教育を推進します。

■高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防するため口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食や嚥下・筋機能などに関する機能訓練等を推進します。

### (5)関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●一人ひとりが、食育に関心を持ち、食育実践活動を行う。	●市民が食について相談しやすい体制を整備する。	●市民が自ら食を楽しんだり、食を選択するため必要な情報を提供する。	●食卓でのコミュニケーションを通じた家庭での食育の重要性を啓発する。	●「食育ガイド」等を利用して、市民に対し、食育の啓発を行う。
●子どもへの食育を推進する大切な時間と場である家族との「共食」を推進する		●高齢者が食材を購入しやすい量や食べやすい形態等の工夫に努める。	●男女共同参画による食育を推進する。	●食卓でのコミュニケーションを通じた家庭での食育の重要性を啓発する。
●乳幼児期から楽しい食育経験を積み重ね、食を大切にすることを育む。			●様々な機会を通して「早寝、早起き、朝ごはん」運動を呼びかけ、朝食の重要性や生活リズムの改善を啓発していく。	●市民へ食育に関する情報提供を行い相談しやすい体制を整備する。
●自分と家族の生活リズムを整え、朝食を食べる習慣をつける。			●生活習慣病予防で大切なことは「健全な食生活」と「適度な運動」であることを啓発していく。	●男女共同参画による食育を推進する。
●男性や高齢者も積極的に食事づくりや後片付けに参加する。			●給食を通して地域住民に食育の理解と関心を深める。	●教育関係者への食育を徹底し、教育関係者から市民への食育を強化する。
●おいしい水のある食文化を楽しむ感謝する。				●市政だよりやインターネット等の広報媒体により、情報提供を工夫する。
				●二次予防事業による栄養改善事業や口腔機能向上事業への参加を積極的に促す。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 2) 学校・保育所・幼稚園等における食育の推進

### (1) 今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所、幼稚園等には子どもの食育を進めている場として大きな役割を担うことが求められています。子どもへの食育は家庭へのよき波及効果をもたらすことも期待できことから、学校、保育所、幼稚園等において十分な食育がなされるよう、適切な取り組みを行うことが必要です。

また、PTA等関係団体や地域の支援者等との連携により、食育の充実を行い、家庭・学校・地域等が一体となって食育を展開していくよう取り組みます。

### (2) 取り組むべき施策

#### ●6) 保育所、幼稚園等における食育の推進

楽しく食べる子どもに成長していくために、さまざまな食べ物に興味を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう取り組みを進めます。

また、保護者に対しても食育の取り組みを進め、地域との連携促進を図ります。

#### ●7) 小・中学校における食育の指導體制及び内容の充実

学校全体で食育を担うための指導體制を充実し、児童・生徒・保護者への啓発の推進及び地域との連携促進を図ります。

#### ●8) 学校給食の充実

学校給食の献立内容の充実を図るとともに、各教科においても学校給食を生きた教材として活用します。また、地元産物の導入を推進し、子どもたちの食育に活用します。

### (3) 成果指標

目標項目④	体験型食育活動の取り組み
現状	公立 100%、私立 90.4% (H23 実績)
目標	公私立 100%実施と維持
データソース	熊本市保育所栄養報告書

目標項目⑤	体験型食育活動の取り組み
現状	私立 94.7% (H23 実績)
目標	100%
データソース	私立幼稚園協会

目標項目⑥	授業参観・懇談会等で保護者へ食育の啓発を行った学校の割合
現状	48.5%
目標	60.0%
データソース	食育推進に関する調査(健康教育課調べ)

#### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 保育所、幼稚園等において、保育計画の中に食事のリズム、食べ方、マナー等の食育を位置づけて実践するとともに、給食の充実を図ります。
- 授業や体験学習等における食育の取り組みに活用できるように、食育に関する指導実践事例集を作成します。
- 「食」への感謝の気持ちを深めるため、学校農園等で収穫された野菜等を給食に使用したり、生産者や給食調理員との交流を図ります。
- 学校給食週間(1月下旬)などに、子どもたちが考えた献立や地元産物を使用した献立を給食に採用します。
- 学校では、教科指導、道徳、学級活動、総合的な学習の時間及び給食の時間等を利用して食育の充実を図ります。
- 親子料理教室などを開催し、楽しんで健康づくりができるような取り組みを行います。
- PTA等の活動において、食についての講習会等を開催し、保護者に食の大切さを伝えます。
- 「子どもの食育推進ネットワーク」を活用し、地域と協働して食育の推進を図ります。
- 「ふれあい給食」や「給食講演会」などを実施し、地域の人との交流を図りながら、給食についての理解と関心を深めます。
- 「ふれあい出前講座」で行われている「食育講座」のより一層の充実を図り、学校やPTA活動を通して食育についての理解と関心を高めます。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●子どもたちが食に関する基礎的な学習ができる環境づくりに努める。	●学校・保育所・幼稚園等の食育に積極的に協力する。	●学校・保育所・幼稚園等の食育に積極的に協力する。	●教育関係者が食育の重要性を認識し、学校や園全体の体制を整備し、食の年間計画により食育を推進する。	●学校・保育所・幼稚園等の食育に関する指導体制の整備を行う。
●学校や保育所・幼稚園等で行われる食育に積極的に協力する。			●保育所における食育計画を保育計画、指導計画の中に位置づけ実践する。	●教育委員会が行う学校給食を通じた食育事業の充実を図る。
●保育所・幼稚園等や学校・地域における行事等に積極的に参加する。(特に父親の参加)			●男女ともに、子どもの時から食事づくりの楽しさや食事のおいしさの経験を実感できるような体験を通じた食育を行う。	●子育て支援センターを通じた未就園児とその保護者の負担軽減を図る。
			●食育と生活習慣病や介護予防等を結びつけた取り組みを実践する。	
			●熊本市保育園連盟・熊本市幼稚園協会が行う食育活動の充実を図る。	

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

### 3) 職場・大学等における食育の推進

#### (1) 今後の方向性

青年期は、食についての関心が低い年齢層であり、進学や就職で環境が変わる等、食習慣が変化しやすい時期です。その後も生活環境の変化や不規則な生活の中、仕事等を優先して外食の増加や運動時間の確保が難しくなるなど、肥満を誘発しやすくなります。生活習慣病の低年齢化や若い女性の低体重(やせ)の問題を解消するためにもこの時期からの取り組みが重要です。そのため、大学や企業・事業所等と連携した食育への取り組みを進めます。

#### (2) 取り組むべき施策

##### ●9) 従業者・大学生等に対する食育の推進

職場等において健診後の保健指導の徹底をし、生活習慣病予防に努めます。学食や社員食堂等にメニューの栄養成分表示や「食事バランスガイド」を掲示するなど、従業者等への食育活動の実施や食育講座を開催します。

##### ●10) 事業所から発信する食育

事業所内で食育の取り組みを強化し、その取り組みを他の事業所へも情報提供します。また、市民に対し、さまざまな食育体験活動の機会の提供や、より健康に配慮した商品の開発、メニューの提供等に努め、行政もこれらの活動を支援します。

#### (3) 成果指標(案)

目標項目⑦	企業、大学等での食育に関する講座の開催数
現状	集計中
目標	
データソース	実績報告

#### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

■メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が最も多い世代の健康づくりを担う事業所において、健康診断後の保健指導を徹底し、従業員の家庭も含めた食育の推進に努めるよう、普及啓発を行います。

■区役所保健子ども課等で行われている「生活習慣病予防講座」等、大学や事業所に出向いた講座のより一層の充実を図ります。

■「ふれあいで前講座」で行われている「食育講座」のよりいっそうの充実を図り、職場等を通して食育についての理解と関心を高めます。

■事業所給食においては、昼食メニューの食育関連情報を従業者に提供するなど、食育についての啓発を心がけます。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●職場や大学等における食育に積極的に参加する。	●大学や職場等における食育に積極的に協力する。	●従業者に食育の大切さを伝える。	●自ら率先して食育に取り組む。	●大学や職場等における食育に積極的に支援する。
●従業者等に健康診断等の受診を促し、生活習慣病予防のために「健全な食生活」と「適度な運動」を啓発する。		●従業者が、食育の大切さを理解し、調理等に気を配る。	●教育関係者としてスキルアップに取り組む。	●大学や職場等で食育活動を行う。
		●職場等の食育に積極的に協力する。	●家庭と連携した、生活習慣病の予防に取り組む。	●大学や職場等で食育サポーターを育成する。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## II 健全な食生活を実践するための環境整備

### 1)日本型食生活の実践へ向けた情報の発信

#### (1)今後の方向性

あらゆる世代の市民が、健全な食生活を実施するためには、身近なところで食生活改善に必要な情報が的確に得られ、得た情報を基に自分にあった食生活を実践することが出来る環境整備が必要です。

また、本市には誇るべき天然の恵み“おいしい水”があります。毎日の生活に欠かさない水を市民の健康づくりに活用していくことも重要です。

特に、各区役所を中心に、妊産婦への栄養指導の充実を図ることにより、自らの食や身体について見直す契機とし、本人とその家族の食育を推進します。また、食生活を支える口腔機能の維持等についての指導など、”必要なときに 必要な支援を“という観点からの取り組みを行います。

#### (2)取り組むべき施策

##### ●11)「食事バランスガイド」「食育ガイド」等を活用した食生活の実践への支援

自分にあった食事量や栄養バランスを理解し、健全な食生活を実践するために、「食事バランスガイド」「食育ガイド」等を活用した食育教室や出前教室などの取り組みを行います。

##### ●12)区役所保健子ども課等における食育に関する普及啓発活動の推進

区役所保健子ども課等を中心に、育児相談や健康相談日のPRを行い、妊産婦・乳幼児から高齢者に対する栄養指導相談体制の充実を図ります。

##### ●13)生活習慣病予防等についての啓発

生活習慣病予防について正しく理解し、市民一人ひとりが生活習慣の見直し、健全な食生活や適度な運動などを実施できるよう啓発します。

#### (3)成果指標

目標項目⑧	栄養に関する表示等を参考にしてしている市民の割合
現状	69%(時々参考にしてしている以上)
目標	80%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

目標項目⑨	内臓脂肪症候群の予防や改善のために適切な食事、定期的な運動、定期的な体重測定を継続的に実践している市民の割合
現状	27.7%
目標	50%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

#### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 食事バランスガイドを普及し、栄養バランスのとれた日本型食生活の実践ができるような取り組みを行います。
- 「すこやか食生活改善講習会」等を開催し、食事バランスガイドを活用した健全な食生活を身に付けられるような機会を提供します。
- 区役所保健子ども課等からは、妊産婦から高齢者まで、各ライフステージに応じた食育情報と体験の場を提供していきます。
- 区役所保健子ども課等で行われている健康相談のより一層の充実を図り、身近な場所で気軽に相談ができるような体制づくりを行います。
- 生活習慣病予防で大切なことは「健全な食生活」と「適度な運動」であることを伝えるため、各種健診等を利用した啓発を行います。
- 健康状態に応じた栄養や運動の指導を行います。
- 「ふれあい出前講座」で行われている「食育講座」のより一層の充実を図り、食育についての理解と関心を高めます。

#### (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●「食事バランスガイド」等を活用し健全な食生活を実践する。	●栄養バランスのとれた日本型食生活を支える食材を提供する。	●「食事バランスガイド」等を活用し、市民が選択しやすい販売形態、食品作りに努める。	●「食事バランスガイド」の活用や栄養成分表示の見方など日本型食生活の実践へ向けた啓発を行う。	●「食事バランスガイド」等を利用し、日本型食生活を啓発する。
●各区役所や市のホームページ等からの食に関する情報を有効に利用し、講習会等に積極的に参加する。		●自社食堂等に「食事バランスガイド」のポスター貼付やカードを配備して社員に啓発する。	●区役所保健子ども課等と連携した食育活動を実施する。	●各区役所保健子ども課における相談体制の充実を図り、ライフステージに合わせた学習・体験の場を提供する。
●必要な食事量や運動を理解し実践する中で、体重の管理も行う。			●医療機関においては特定保健指導を行い、生活習慣病予防に必要な知識の向上と実践を図る。	●市政だよりやインターネット等の広報媒体により、情報提供を工夫する。
				●生活習慣病予防のための食育活動を実施する。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 2)食生活改善をサポートする人材の育成

### (1)今後の方向性

市民一人ひとりが健全な食生活を実践しやすい環境を整備するためには、さまざまな角度から市民の食育をサポートする人材が必要です。地域における食生活の課題を分析し、具体的な生活習慣の改善指導ができる管理栄養士・栄養士、専門調理師等専門的知識を有する人材が中心となって食育推進することが求められています。

食生活改善推進員等地域支援者の、食育に関しての地域に根ざした活動は食育の推進においては欠かせないものです。身近なところで相談できる体制づくりを進めるため、食育地域リーダーとしての食生活改善推進員を育成します。

### (2)取り組むべき施策

#### ●14)管理栄養士・栄養士、専門調理師等、専門的知識を有する人材育成と活用促進

食育に関する専門知識を備えた管理栄養士等の専門職の研修等を実施し資質向上に努めるとともに、栄養士会等との連携を密にした活動を強化します。また、生活習慣病予防の栄養指導相談体制の充実を進めます。

#### ●15)食生活改善推進員等、地域支援者の育成

地域における食育地域リーダーとして食生活改善推進員の育成に努めます。

### (3)成果指標

目標項目⑩	食育推進に関するボランティア数の増加
現状	1,208 人
目標	1,600 人
データソース	食生活改善推進員、8020 推進員の数

### (4)関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 栄養士会等専門職能団体との連携を強化するとともに栄養管理研修会や調理師研修会の充実を図り、食育に関する資質向上を図ります。
- 区役所保健子ども課等では、身近に相談できる人材として「すこやかくまもと栄養セミナー」などによる食生活改善推進員等の育成を進めます。
- 校区単位の健康まちづくり等において、食育についても積極的にとりくみ、住民自らが健康なまちを作ります。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●地域にどんな食生活改善に関する人材やリーダーがいるのか情報を収集し活用する。	●専門的知識を有する人材や地域リーダーとの連携強化を図る。	●食育改善のボランティア等に食品関連事業者として協力する。	●管理栄養士・栄養士、栄養教諭、専門調理師・調理師等、専門的知識を有する人材を育成する。	●管理栄養士・栄養士、調理師等の専門知識を有する人材に対し、研修会等を開催するとともにその活用を図る。
●自ら、食生活改善推進員の養成講座を受講し、食生活改善推進員としてボランティア活動を行う。			●熊本市食生活改善推進員協議会は、食育支援者として会員増・組織強化に努める。	●食生活改善推進員等地域における食育支援者の養成を行い、その活動を支援する。
			●(社)熊本県栄養士会は、健康教育・相談を行う「栄養ケア・ステーション」の充実・PRを行う。	●元気高齢者を地域における食育支援者として養成し、その活動を支援する。
			●熊本市保育園連盟・熊本市私立幼稚園協会は、食育担当者を行う研修会の充実を図る。	●校区単位の健康まちづくりで、活躍する人材の育成を行い、協働に努める。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 3) 食品関連事業者等と連携した食育の推進

### (1) 今後の方向性

食の多様化により、外食や中食を主体とする人が増えています。市民が自分に適した食を選択できるようにするためには、食品関連事業者の担う役割は非常に重要です。また、食品関連事業者が自ら市民の健康を担っているという自覚と責任を持ち、率先して食育を進めていくことが必要です。

そこで、食品関連事業者と連携した食育を推進するとともに、食品関連事業者への啓発を推進し、自発的な活動を支援するために取り組みます。

### (2) 取り組むべき施策

#### ●16) 飲食店や食品販売店におけるヘルシーメニューの提供促進

健康づくりを支援する事業者の拡大を図り、減塩メニューや野菜たっぷりメニューを提供する飲食店や食品販売店を増やし、市民が自分にあった食事を選べるように努めます。

#### ●17) 食品工場見学等、体験を通じた食育の推進

食品関連事業者等は、様々な体験活動の機会の提供を通して、市民が食べ物の成り立ちや食品加工への理解を深める機会の充実を図ります。

●18) 事業者等に対する食育の普及啓発の促進

事業者が自ら、さまざまな情報を収集し正しい情報を発信するためにも、食品関連事業者に対する食育の普及啓発を推進します。

(3) 成果指標

目標項目⑧	栄養に関する表示等を参考にしている市民の割合【再掲】
現状	69%(時々参考にしている以上)
目標	80%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 「健康づくりできます店」を登録し、ヘルシーメニューを提供する飲食店を増やします。
- 飲食店や食品販売店など、市民が身近な場所で食に関する情報が得られるように、情報提供に努めます。
- 食品関連業者は、最新の情報を収集するとともに自発的な健康づくりのためのPR活動などを進めていきます。

(5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●「健康づくりできます店」のステッカーがある飲食店を積極的に利用する。	●食品関連事業者と連携し、自発的な食育活動を展開する。	●「健康づくりできます店」に登録し、食育を積極的にPRする。	●工場見学等事業者が行う体験を通じた取り組みを積極的に活用する。	●食品関連事業者と連携し、自発的な食育活動を支援する。
●食品工場見学会等体験活動に積極的に参加する。		●ヘルシーメニュー提供や栄養成分表示等市民の食育実践の支援に努める。	●事業者等に対する研修会の開催等、食育に関する普及啓発を行う。	●栄養成分表示等をする飲食店を増やすよう支援する。
●市民として事業者に働きかけ、事業者の食に関する意識を高める。		●食品工場見学等、市民ニーズに沿ったイベントを行い、体験の場を提供する。		●食品関連業者の従業員を対象とした食育の研修会を実施する。
		●従業員に対する食育の研修に勤める		●「健康づくりできます店」の周知に努める。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

### Ⅲ 市民運動としての食育の推進

#### 1)市民協働によるくまもと食育市民運動の展開

##### (1)今後の方向性

今後も国、県や関係団体と連携した食育キャンペーンを実施するなど、各種広報媒体やイベント等を通して食育の周知と定着に努めていきます。また、それぞれの組織・団体が、連携して、食育活動を進めていくことも重要です。

他にも、食生活改善推進員が地域の食育リーダーとしてボランティア活動を実施しやすくなるようサポートします。

##### (2)取り組むべき施策

###### ●19)食育に関する機運の醸成

「食育月間」「食育の日」等を活用した国、県や関係団体と連携した食育キャンペーンを実施することで、食育を定着し社会的な食育推進の機運の醸成を図ります。

###### ●20)関係団体と連携した食育運動の展開

関係団体、食生活改善推進員等の食育ボランティアがそれぞれ連携協力をした食育活動を展開します。

校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動を展開します。

##### (3)成果指標

目標項目①	食育に関心がある市民の割合(20歳以上)	<b>【再掲】</b>
現 状	73.2%	
目 標	90%	
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査	

目標項目①	食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合
現 状	52.9%
目 標	65%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

#### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 「食育月間」、「食育の日」等を活用し、国、県、関係団体と連携して食育キャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体やイベント等を通して食育の周知と定着化に努めます。
- くまもとの水と食に関する情報を積極的に市内外に発信していきます。
- 関係団体と連携し、さまざまな機会を捉え、食育に関する体験学習の機会や情報を提供していきます。
- 食生活改善推進委員等の地域ボランティアの活動を支援します。
- 校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動を行います。

#### (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●市民自ら食を真剣に考え、行動する。	●関係団体や行政等と協働で食育に関するイベント等を開催し、機運の醸成に努める。	●食を通して市民の健康づくりを応援するという自覚を持つ。	●「早寝、早起き、朝ごはん」運動を市民運動に拡大し、市民の生活リズムを促す。	●国や県、関係団体と連携し、「食育の日」、「食育月間」を利用し、食育キャンペーンを実施して食育実践活動を啓発する。
●食育活動を実践する仲間づくりに努める。	●校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動をする。	●関係団体や行政等と協働で食育に関するイベント等を開催し、食育推進の機運の醸成に努める。	●「食育の日」「食育月間」等を活用し、食育の定着に努める。	●専門的知識を有する人材や地域リーダーとの連携強化を図る。
●子育て中の母親や高齢者、障がい児・者を地域全体で支援していく。		●校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動をする。	●「熊本市食生活改善推進員協議会」は食育の草の根運動を展開する。	●既存のNPOやボランティア団体等や学生ボランティアと協力し、食育市民活動を行う。
●市民同士は互いに持つ情報について積極的に情報交換する。			●熊本市PTA協議会が取り組んでいる食育活動の充実を図り各校区に根づかせる。	●関係団体や行政等と協働で食育に関するイベント等を開催し、機運の醸成に努める。
●校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動をする。			●地域ボランティア団体は、家庭・学校・地域の橋渡しとして市民の食育活動を支援する。	●校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動をする。
			●地域公民館の講座に食育の講義や実習を取り入れる。	
			●校区単位の健康まちづくりにおいて食育を意識した活動をする。	

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 2)食育支援団体のネットワークの整備

### (1)今後の方向性

「熊本市食の安全安心・食育推進会議」において、「熊本市食の安全安心・食育推進計画」の進捗状況や食に関する機関の相互連携に関することを審議し、食育推進体制の整備を図ってきました。また、平成17年度より子どもの食育推進ネットワークで活動を実施しており、参加団体ごとの活動のみならず、連携した食育活動を実施しています。今後は、区役所毎の活動・連携を強化しながら、さらに地域に根ざした活動に向けて取り組みます。

### (2)取り組むべき施策

#### ●21)関係団体とのネットワーク体制の整備と情報の一元化

「熊本市食の安全安心・食育推進会議」において、計画についての評価や進行管理、並びに食育に関する機関の相互連携に関する審議を通して、食育推進体制の充実を図ります。

子どもの食育推進ネットワークにおいては、参加団体が、それぞれの機関の機能や特性を十分に理解して、団体間の連携を推進し、食育活動を推進します。

### (3)成果指標

目標項目⑫	熊本市子どもの食育ネットワークにおける連携活動した団体等の割合
現状	集計中
目標	
データソース	熊本市子どもの食育ネットワーク アンケート調査

### (4)関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 「熊本市食の安全安心・食育推進会議」を設置し、本計画の進行状況を把握していきます。
- 食育に携わる団体の、「熊本市子どもの食育推進ネットワーク」への加入を促進し、区役所ごとの地域研修会などを活用して地域ごとのネットワークの充実を図ります
- 広く関係団体との情報交換を密にし、ネットワーク構築に努めます。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●関係団体や行政が発信する食育情報の収集を心がける。	●関係団体との情報交換に努める。	●関係団体との情報交換・連携に努める。	●乳幼児期の食育については「熊本市子どもの食育推進ネットワーク」を中心として推進する。	●「熊本市食の安全安心・食育推進会議」において、関係団体とのネットワーク体制の整備・食育運動の推進に努める。
●PTA活動を通じて親同士のネットワークづくりを進める。			●食品関連事業者等関係団体との連携強化・ネットワーク体制の整備に努める。	●「熊本市子どもの食育推進ネットワーク」加入者と連携をとり研修会や食育活動の充実に努める。
			●区役所保健子ども課等と連携した食育活動を実施する。	●その他、関係団体とのネットワークにおいて、食育推進に努める。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進

### 1)生産者と消費者の交流促進

#### (1)今後の方向性

生産者と消費者の交流や農林漁業体験を通して、食への関心と食育への大切さへの理解の向上を図ります。

#### (2)取り組むべき施策

##### ●22)生産者と消費者の交流会の開催

食の生産に関する理解を深め、生産者と消費者がともに「くまもとの食」を支えあい、相互の信頼関係を構築するための交流の機会を提供します。

##### ●23)農林漁業体験を通じた食育活動の推進

教育ファーム等で、幼い頃から様々な農林水産業体験を通して、食べ物に対する感謝の念や生命や物の大切さを感じる心を育む機会を提供するよう努めます。

#### (3)成果指標

目標項目⑬	農林漁業体験を経験した市民の割合
現 状	37.7%
目 標	50%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

#### (4)関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 農林漁業者、食品関連事業者、関係団体等が地域で行う体験学習を促進します。
- 生産者とふれあえる機会、農産物直売所紹介などの情報を充実させます。
- 学校農園等を活用し、栽培・収穫・食するという各段階の中で、育てることの大変さ・収穫の喜び・食べる嬉しさ等を体験できるよう促します。
- 田畑や漁場などの生産風景や豊かな自然等を、ホームページや広報誌を通じて、発信していきます。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●食の大切さを考え、教育ファーム等の農業体験を通じて、第一次産業の重要性を理解する。	●市民(消費者)との意見交換や教育ファーム等の体験の場を積極的に設け、相互理解を図る。	●生産者と市民(消費者)との橋渡しとして交流促進を支援する。	●学校農園等を活用し、栽培の楽しさ・収穫の喜びを体験させる取り組みを行う。	●教育ファーム等の農林漁業体験の場を官民両方で設け、体験活動の場を提供する。
●「生命」をいただいていることに感謝する気持ちを持つ。	●生産者は、自ら行っている食育に関する活動を積極的にPRする。			●生産者とふれあ得える機会、農産物直販所等を紹介する。

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 2)地産地消の促進

### (1) 今後の方向性

「地産地消」を認知している市民の割合は、70%で目標を達成しました。学校給食における地元産物を使用する品目数も割合も増えてきています。今後、さらに「地産地消」に努め、行動につながるよう取り組みます。

### (2) 取り組むべき施策

#### ●24)「くまもとらしさ」を活かした地産地消の推進

地元の産物を購入する市民を増やすために、地元産物の情報提供に努め、地産地消の理解向上に努めます。

#### ●25) 学校給食や飲食店等への地元産物のPRと活用促進

学校給食や飲食店等において、さらに地元産物の利用を進めます。また、「くまものおいしい農産物」をPRして活用に努めます。

### (3) 成果指標

目標項目⑭	進んで地元農産物を購入する市民の割合(15歳以上)
現状	69.4%
目標	80.0%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

目標項目⑮	学校給食における地元農産物を使用する品目数
現状	39品目
目標	45品目
データソース	使用実績

#### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 「地産地消」に関する普及啓発や情報の提供を促進します。
- 学校給食や保育園給食で地元産物の使用割合を増やすよう促します。
- 地元産物の歴史や農産物直売所などの情報提供を充実させます。
- くまもとの水に関する情報を積極的に発信していきます。
- 「健康づくりできます店」における地産地消を推進する事業者を増やすよう促進します。

#### (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点を理解し、できるだけ地元農産物を購入するよう心がける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点等啓発を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的に地元産物を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食や保育所給食、幼稚園給食等で地元産物の使用割合を増やす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点等啓発を行うとともに「健康づくりできます店」における地産地消を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●くまもとの地下水が地元の食材や料理のおいしさの基になっていることを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給食施設や飲食店等に地元産の食材使用を促す。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元産物の利点を啓発する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給食施設や飲食店等に地元産の食材使用を継続的にPRする。</li> </ul>

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

### 3) くまもとの食文化の伝承

#### (1) 今後の方向性

くまもとに息づく伝統的な食材や食文化を伝え、受け継ぐために、家庭のみならず、地域活動等での食文化の伝承を推進します。

#### (2) 取り組むべき施策

##### ●26) 伝統料理や郷土料理等に関する情報提供の促進

行事食や郷土料理を日々の暮らしに取り入れることができるよう、レシピ等の情報を提供します。

##### ●27) 関係団体との連携による食文化伝承に関わる活動の推進

伝統料理や郷土料理の伝承のために、関係団体や地域の高齢者等と連携して、くまもとの食文化を広めます。

### (3) 成果指標

目標項目⑯	家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合
現 状	49.2%
目 標	70%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

### (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 伝統料理(行事食など)や郷土料理に関する情報を収集し、ホームページや広報誌を通じて、発信するとともに、食生活改善推進員等が行う「郷土料理講習会」を支援します。
- 地元産物を利用した新しい料理や加工食品開発に関する取組みを推進します。
- 学校給食を通して郷土料理や伝統料理を取り入れます。
- 保育園給食に伝統料理(行事食等)や郷土料理を取り入れ、情報を発信していきます。

### (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
● 家庭の食卓に郷土料理や伝統料理(行事食等)を取り入れる。	● 地元産物の歴史に触れながら食材を提供する。	● 地元産物の歴史にふれながら商品を提供する。	● 熊本の伝統料理、郷土料理を給食や試食会、おたよりなどで紹介する。	● 伝統料理(行事食等)や郷土料理に関する情報をホームページ等で提供する。
● 郷土料理や伝統料理(行事食等)の由来などを理解し、積極的に次世代に伝えていく。	● 地元関連事業者と連携し地元産物を使った料理や加工食品の伝承に努める。	● 生産者と連携を図り、地元産物を使った料理や加工食品等の開発提供に努める。		● 元気高齢者による伝統料理等の伝承を支援する。
● 地域や学校等で行われている食文化の伝承に関わる活動に積極的に参加する。				

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 4) 食育を通じた環境保全

### (1) 今後の方向性

市民一人ひとりが、食への感謝の念、「もったいない」の気持ちを持つとともに、豊かな自然環境で育まれた「くまもとの恵み」を知ること、資源循環型社会の実現に向けた、食と健康保全のかかわりについて考える取組みを行います。

## (2) 取り組むべき施策

### ●28) 食育を通じた環境保全

ごみの減量やリサイクルなど、環境面から「食を大切にせる教育」を推進することによって、資源循環型社会の構築を図り、環境保全を促進します。

### ●29) 環境保全体験を通じた食育活動の推進

食を通して環境について考え、環境に配慮した活動が広がるよう体験活動への参加を促します。

## (3) 成果指標

目標項目⑰	ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合
現 状	69.9%
目 標	75%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

目標項目⑱	熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合
現 状	80.9%
目 標	85%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

## (4) 関係課・団体のアクションプラン(取り組み)

- 食べ物を大切にし、感謝する気持ちが持てるように普及啓発していきます。
- 節水等、地下水保全に関する情報を積極的に発信していきます。
- ごみ減量やリサイクルなど環境保全に関する情報を提供するとともに、環境保全活動や水に関する体験活動を推進します。
- 「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」など、食べ物を大切にする意識の啓発を行うことで生ごみの減量化を図るとともに、生ごみ減量レシピ募集や優秀作品の広報により市民の「生ごみ減量」の意識を高めるとともに実践につながる事業展開を行うことで、ごみ減量化やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを目指します。

## (5) 関係課・団体の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水をはじめとする資源には限りがあることを認識する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水が安全安心な農産物を生み出すことを市民や次世代に伝えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●良質な熊本の地下水を使った食品であることを積極的にアピールするとともに、節水や涵養等に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体をつくる食べ物の大切さを知らせると同時に「もったいない」という意識を持たせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量やリサイクルに関する活動に積極的に参加する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者から排出される生ごみを分別するなど、環境に配慮した営業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量やリサイクル、地下水保全に関する体験活動に積極的に参加する機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭でのごみ減量・リサイクルの推進に向け、意識啓発していく。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品廃棄物の発生を抑え、リサイクルに努める。(マイ箸、簡易包装、牛乳パック等のリサイクルの推奨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●循環型社会の構築についての教育を充実させる。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●食材が無駄にならないよう販売量を工夫するなど、家庭での廃棄量減量を後押しする。</li> </ul>		

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

## 第5章 総合的な計画推進のために

---

## 1 計画の推進体制

---

本計画の円滑な推進体制のために、行政をはじめ、生産から消費までの関係者が互いに連携・協働し、それぞれの責務や役割を認識した上で取り組みを推進することが必要です。

### (1) 関係機関及び団体による取り組み

本計画を全市的に推進していくために、食に関する関係機関・団体との連携強化を図ります。そのため、市民代表や生産者、食品関連事業者及び学識経験者など食に関係する関係者で組織する「熊本市食の安全安心・食育推進会議」(以下「推進会議」という。)により、食の安全・安心の確保及び食育の推進について協議します。

また、全ての市民が、生涯を通して住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働で作ることを目的に、各区役所ごとに取り組んでいる校区単位の健康まちづくり等において、地域で食育を意識した活動を推進します。

### (2) 庁内における推進体制

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、食にかかわる関係部局が情報を共有し、連携・協働して、施策を展開していくことが求められます。

そのため、「熊本市食の安全安心・食育推進庁内連絡会」(以下「庁内連絡会」という。)を核として、全庁的な取り組みを積極的に展開していきます。

庁内連絡会は、健康福祉子ども局をはじめ各区役所、環境局、農水商工局及び教育委員会の関係部署で構成し、幅広い課題に対して柔軟に対応するため、必要に応じてワーキンググループ等を設置します。

### (3) 国・県等との連携

関係部署において、国や県等との連携を積極的に推進することにより、本市における生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保及び食育の推進を図っていきます。

---

## 2. 計画の進行管理

---

本計画を着実に推進するため、市は、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する取り組み状況について推進会議に報告を行ない、推進会議での意見・提言については、今後の施策に活かします。

また、本計画の進行状況については、市ホームページ等で広く市民に公表します。